

第 7 1 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 28 年 12 月 2 日 開 会

平成 28 年 12 月 7 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 7 1 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (12月 2 日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	1 0

第 2 号 (12月 5 日)

○議事日程	1 1
○本日の会議に付した事件	1 1
○出席議員	1 1
○欠席議員	1 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2
○開議の宣告	1 3
○一般質問	1 3
中 舘 文 雄 君	1 3
松 本 啓 吾 君	2 8

久保利樹君	36
滝田勉君	40
○散会の宣告	45

第 3 号 (12月 6 日)

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	47
○出席議員	47
○欠席議員	47
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	48
○職務のため出席した者の職氏名	48
○開議の宣告	49
○一般質問	49
夏堀嘉一郎君	49
夏堀文孝君	60
川守田稔君	64
山田賢司君	69
○散会の宣告	73

第 4 号 (12月 7 日)

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	76
○出席議員	76
○欠席議員	76
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
○職務のため出席した者の職氏名	77
○開議の宣告	78
○報告第15号の上程、説明、質疑	78

○議案第 8 5 号から議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
○議案第 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
○議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
○議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第 9 2 号から議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
○議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第 9 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第 9 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○常任委員会報告	1 1 8
○日程の追加	1 1 9
○町長追加提出議案提案理由の説明	1 1 9
○議案第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○閉会の宣告	1 2 0
○署名議員	1 2 3

平成 2 8 年 1 2 月 2 日（金曜日）

第 7 1 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第71回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月2日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10 番	工 藤 正 孝 君
11 番	夏 堀 文 孝 君	12 番	沼 畑 俊 一 君
13 番	根 市 勲 君	14 番	工 藤 幸 子 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君

商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ主幹	栃 木 幸 夫 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学務課長補佐	夏 堀 勝 徳 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから、第71回南部町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで、議会運営委員長から本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市勲君） おはようございます。

去る、11月24日議会運営委員会を開催し、第71回定例会の運営について、協議をしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告1件、議案は平成28年度補正予算5件、条例の制定など11件であります。

一般質問は8名から通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことに決定いたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、12月2日から7日までの6日間としました。

なお、会期中、12月3日、4日は休日のため、休会にいたします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において14番、工藤幸子君、16番、川守田稔君を指名します。

.....

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日12月2日から7日までにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は本日から12月7日までの6日間と決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、12月3日と4日は休日のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの2日間は休会とすることに決定しました。

.....

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。朗読は省略します。

なお、監査委員から平成28年度随時監査及び定期監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は町長提出の案件が報告1件、議案など11件、補正予算5件、議会関係の案件

1 件、ほかに常任委員会報告があります。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第 4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第 71 回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずはここ数日来、新聞等で報道され多くの町民が心配されていると思われます、南部バス株式会社の民事再生法の適用申請であります、先般、南部バスの関係者が庁舎を訪れ、説明がございました。

報道にあるとおり、これまで通り事業を継続する方針であるということですので、まずは安心しておりますが、町民にとって必要な公共交通機関であり、町としても多目的バスや里バスを委託しているところでありますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、青森市で発生した高病原性鳥インフルエンザは、養鶏業者のみならず、消費者にも不安が広がっていると思われます。当町にも影響がある場合は、私を本部長とする南部町家畜伝染病防疫対策連絡本部を設置し、その対応に万全を期すところではありますが、現時点におきましては、県による迅速な初動対応、徹底した防疫措置が行われましたので、感染が拡大することはないと考えており、1 日も早い事態の鎮静化を願い、風評被害が起こることがないように、引き続き、状況把握に努めたいと考えております。

次に、町内の農作物の生育状況についてであります、8 月 17 日の台風 7 号から 9 月 8 日の台風 13 号まで、立て続けに発生した台風により、各地で大きな災害に見舞われましたが、幸いにも当町では大きな被害もなく、水稻や農作物全般において豊作の秋を迎えられたのではないかと考えております。

水稻につきましては、田植え以降、一時的に低温の時期がありましたが、全体的には好天に恵まれ、気温が高く、日照時間も長い日が続きました。台風による大きな被害もなく順調に生育し、東北農政局が 10 月 28 日に発表した作柄概況によりますと、作況指数は、青森県全体と同じく 104 の「やや良」となっており、昨年に続いて豊作の年であったと実感しております。

次に、リンゴであります。4 月下旬から 5 月上旬にかけて低温が続いたものの、霜による被害はなく、全般に十分な着果量であり、味も乗り、平年を上回る出来が期待されています。

ナシやブドウなどの果物についても糖度が高く、たいへんおいしいものができたと伺っております。

市場特別会計の補正予算にも、売上の増額を計上いたしました。りんごの市場価格が例年より高めである他、長イモやニンニクなど、野菜全般が高値傾向であり、町の基幹産業である農業所得の向上に繋がるものと期待しているところであります。

収穫の秋を彩るイベントとして、11 月 12 日、13 日には、ながわ産業まつりが開催され、19 日、20 日にはふくち特産品まつりが開催されました。どちらのイベントも、果物や野菜など、南部町の特産品を買い求める来場客で盛況でありました。

また、27 日には、県内 23 の名物鍋に熊本県の鍋が加わったあおもり鍋自慢が初めて開かれ、会場となったふるさと運動公園は、町内外から訪れた多くの方々に埋め尽くされました。準備した鍋料理が足りなくなるほどの賑わいでありましたので、鍋条例の町、南部町を大いに P R できたのではないかと考えております。

いよいよ明後日、12 月 4 日はなんぶりんご市が開催されます。こちらは大勢の来場者が見込まれますので、果樹の町、南部町、農業が元気な町、南部町を、町内外に発信して参りたいと思っております。

さて、今年の秋の叙勲では、東壽一氏と小橋秋元氏が、受章の栄に浴され、消防団の板垣雅英団長は、青森県褒賞を授与されております。まさに今の南部町があるのは、今回の受章者をはじめとする、多くの方々の献身的なご努力によるものであると、改めて感謝申し上げる次第であります。

先般、10 年にわたる地道な活動が実り、交通死亡事故ゼロ 10 年を達成した、三戸地区交通安全協会福地支部と交通指導隊福地支隊であります。喜びの言葉の中に「日頃の活動が一番の力」とであると述べられておりました。とても重みのある言葉であり、私たちが肝に銘じていかなければならないと、改めて感じさせられたものであります。

平成 24 年に発足した、馬淵川とともに生きる期成同盟会では、これまで継続した要望活動を続

けており、河道掘削など一定の効果があつたのではないかと考えております。現在は、大向地区などの堤防かさ上げの早期完成や、櫛引橋から福田大橋間の狭窄部の河道掘削などを、県知事や国に対し強く働きかけているところであります。誰もが願う、災害のない、安心・安全な南部町となるように、日頃の活動を怠ることなく、事業を進めて参りたいと考えております。

さて、新聞等の報道でご承知のことと思いますが、国史跡聖寿寺館跡が、室町・戦国期の城館として、東北最大の掘立柱建物跡であることが確認されました。今から 400 年前、この地において三戸南部氏が、高い権威と格式を持つ戦国大名として歴史に存在していたことを裏付ける、貴重な発見であると考えております。

南部藩発祥の地として、現代まで脈々と流れる郷土の歴史に想いを馳せながら、私たちも先人同様、子どもや孫たちの未来を如何に創っていくのか、大きな責務を背負っているものと思っております。

町では現在、今年度事業の執行状況を確認しながら、平成 29 年度予算の編成作業を行っているところであります。限られた人と予算をどうやって有効に活用していくか。まずは、今年度の事業をしっかりと実施することが重要であり、その効果を評価・改善し、新年度予算を編成していかなければなりません。

報道を通して、欧米や中東、東南アジアなど、激動する世界を見ると、今、私たちは、歴史的大転換期にいるのではないかと感じています。グローバル化の中、我が国においても大小の変化が訪れており、世界で誰も経験したことがない人口減少社会への対応を、日本全国の自治体が迫られています。

当町におきましても、今年 3 月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本として、町民が魅力を感じ、誇りが持てる持続可能なまちづくりのため、現状に甘んじることなく、変えてはいけないことは残しつつも、変化に対応していかなければならないと考えております。

先日、研修に参加した職員が、研修復命書の中で、「現状維持では後退するばかりである」という、ウォルト・ディズニーの言葉を引用し、自分も「挑戦する気持ちで仕事に取り組む」という決意で結んでおりました。まさにその通りであり、「常に町民のため」ということを念頭におき、町が取り組むべき課題について、町民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、知恵を出し合い、議員各位のご意見を賜りながら、より良い未来に向けた施策を実現して参りたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告 1 件、条例の制定などの案件 11 件、平成 28 年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案が 5 件の、合わせて 17 件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第 15 号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてであります
が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、毎年、教育に関する事務の管理及
び執行の状況について点検及び評価を行い、議会に報告するものであります。

次に、議案第 85 号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について及び議案第 86 号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定についてであります。町議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給
割合について、県の改正に準じて改めるものであります。

次に、議案第 87 号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであ
りますが、青森県人事委員会からの、職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料
月額及び勤勉手当の支給割合を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 88 号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 89 号、
南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。所得税法等の一
部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 90 号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定につい
てであります。児童福祉法等の一部改正に伴い、引用条項を改める必要が生じたため、所要の
改正を行うものであります。

次に、議案第 91 号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。
平成 30 年度から開始することとしていた、在宅医療と介護を一体的に提供していくための在宅
医療・介護連携推進事業など 3 つの事業について、1 年前倒しして、平成 29 年度中に開始するた
めに、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 92 号から議案第 94 号であります。厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を
行うものであります。

次に、議案第 95 号、青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。むつ市が、
平成 29 年 4 月 1 日から、市町村税等の滞納整理に関する事務に加わることから、地方自治法の規
定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 96 号、平成 28 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。
予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 億 4,343 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 103 億 19 万
4,000 円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、町民税非課税者等に年額 1 万 5,000 円を給付する臨時福祉給

付金の増として8,004万5,000円、民営化により、施設型給付費の算定に用いられる、私立保育園の利用者が増えたことなどによる保育所費の増として8,789万3,000円。

同じく施設型給付費の算定に用いられる、私立幼稚園の利用者が増えたことによる幼稚園教育振興費の増として1,842万8,000円。福地中学校校舎の大規模改修工事関連費など、中学校費の増として2億3,068万9,000円を計上したものであります。

次に、議案第97号、平成28年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります、予算の総額に、歳入歳出それぞれ67万6,000円を追加し、予算の総額を27億2,059万2,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、町外の介護保険施設等で、介護予防・日常生活支援総合事業を利用した費用の増として、20万1,000円を計上した他、剰余見込額の増による、基金積立金の増として36万4,000円を計上するものであります。

次に、議案第98号、平成28年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります、予算の総額に歳入歳出それぞれ106万1,000円を追加し、予算の総額を3,385万4,000円とするものであります。主な補正要因は、人件費の増であります。

次に、議案第99号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります、予算の総額には変わりなく、農業集落排水処理施設の管理委託料を325万円減額し、機械設備修繕料を320万円増額するなどしたものであります。

次に、議案第100号、平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてであります、予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,515万円を追加し、予算の総額を37億8,615万円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、売上額の増が見込まれることから歳入に、受託販売収入の増として5億円、歳出に受託販売代金の増として、同じく5億円を計上したものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に人権擁護委員1名の人事案件を追加提案させていただく予定でありますので、付け加えさせていただき、提案理由といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時24分）

平成 2 8 年 1 2 月 5 日（月曜日）

第 7 1 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第71回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年12月5日（月）午前10時開議

第1 一般質問

9番 中 舘 文 雄

1. 町の財政運営の諸課題について
2. 現在、進められている県立高校将来構想と町政の取り組みについて

1番 松 本 啓 吾

1. 地域創生のための観光まちづくりに関して

2番 久 保 利 樹

1. 「いじめ」について

5番 滝 田 勉

1. 農業振興策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ主幹	栃 木 幸 夫 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学務課長補佐	夏 堀 勝 徳 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第71回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、通告外の質問は行わないようにお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。

きょうは元気な挨拶を受けながら議場に入りまして、大分緊張しております。福地小学校6年生の皆さん、本当に傍聴においでいただきましてありがとうございました。

11月12日に町内の作品展が開催された会場に、私も毎年ですけれども伺って、皆さんの頑張っている作品を見てまいりました。といいますのは、私自身、昔から行われております、昔は作品展とは言っていませんでしたけれども、展覧会だったと思いますけれども、9年間、小学校、中学校の中でたった1枚だけ入賞して賞状をいただいたことがありました。その賞状に書いてあった文章が今の私自身にも忘れられない言葉だったからであります。たった1行でしたけれども、努力にまさる天才なし、そういう文章でした。あと細かいことは何も書いていません。その賞状の中にあった、努力にまさる天才なし、この言葉が今の自分自身でも忘れられない言葉となって

おります。

皆さんもこれから自分の将来に向けて目標を定めて、それに向かって進んでいくと思いますけれども、絶対諦めず努力し続けること、これが大事だと私は思っております。どうぞ、これから自分の目標に向かって、途中で諦めることなく努力し続けていただきたいと思います。自分の目当てを持つということは、自分と自分の約束です。決意、決心というのは自分との約束であります。自分との約束を守れなければ、他人の約束も破る人間になるんじゃないかと思い続けながら70年間生きてきた人間です。どうぞ、皆さんも目標を持ってしっかりこれから歩んでいただくことをまず冒頭お願いしながら、質問に入らせていただきます。

私は、本定例会に臨むに当たり、現在の社会情勢の中で各自治体が直面している財政運営の諸課題と、町の将来を担う子供たちが中学卒業後に直面する青森県の県立高校にかかわる将来構想が検討されている中で、町のかかわりと果たすべき役割等を中心に質問してまいります。

当町でも、社会現象の変化や人口減少対策、また社会福祉対策等を抱えながら、行財政改革等にも積極的に取り組みながら町政運営に取り組んできたことはご承知のとおりであります。しかしながら、そうした努力にもかかわらず、町の予算の推移を見ますと、収入予算に占める自主財源の比率は、平成21年度24.2%から、平成28年度では21%と比率が下がっております。反面、支出予算の中では民生費に占める比率は、平成21年度22.8%から平成28年度は28.1%と、5%以上の上昇となっており、今後も厳しい財政運営が予想されます。今日までの町長初め理事者の懸命なる町財政運営には敬意を表するものでありますが、さらなる行財政運営の改善に重要と思われるので、今回は次の2点に絞ってお聞きいたします。

初めに、滞納繰越金対策についてであります。決算書等で示される滞納繰越金の計上は、町税及び負担金、使用料、または貸付金、特別会計においては国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に慢性的に発生しており、年々、増加しているものもあります。特に税に関しましては、憲法第30条にうたわれておりますように、納税の義務があります。この問題は町民の不公平感を招くことにもなりますし、抜本的に解消に向けて対策を講じなければならない問題だと思います。

そこで、次のことを質問いたします。

1点目は、滞納繰越金への認識と要因について、どのように考えているかお聞きいたします。

2点目は、滞納金の徴収に対して、今日までの取り組み方法とその実績についてお聞きいたします。

3点目は、滞納金徴収に向けて今後の取り組みをどのように考えているか、また、今後新たに

未納額を発生させないための対策についてお聞きいたします。

次に、毎年予算計上される補助金についてお尋ねいたします。

本来、補助金は法令によって特定の事業、研究を行うものに交付するもの、及び公益上必要がある場合に交付するものと理解しておりますが、現在町の予算でも2款総務費から10款教育費までの8款16項にわたって計上されており、細目においては80以上に及んでおります。28年度予算では、金額で約1億5,000万ぐらい計上があります。国の政策上、計上されるものから、県政、町政と、それぞれの政策上必要なものと理解し、補助金を否定するものではありません。補助金は、規則第51条に定められている条例によって、それを遵守してそれぞれの分野で活動する組織に対して目的別に奨励金や助成金等、補助金の中にはそれぞれの計上目的はあると思いますが、条例第6条では新規の補助事業等は原則5年の範囲内とするという条項がありますが、私の手元にある過去6年分の資料を見ますと、毎年同じ金額が継続的に計上されている補助金が多数あります。

そこで、次の項目についてお尋ねいたします。

1点目は、補助金計上のプロセスと決算時の内容の確認について、どのように実施されているのかお尋ねいたします。

2点目は、政策上の補助金とは別に、同じ組織に変わらぬ金額が継続して計上されている理由についてお尋ねいたします。

3点目は、補助金を有効かつ効果的に運用するために、見直しを含め、検討すべきだと思いますが、その考えはないかお尋ねいたします。

次に、現在進められている県立高校の将来構想の検討にかかわる町政の取り組みについて、お尋ねいたします。

この問題は、新聞報道等でも取り上げられているように、ここ数年にわたって検討されており、改革推進に向けて各地区でも会合が持たれております。私は、三八地区で実施される会合には欠かさず参加して、協議されている状況を見てまいりました。町内に県立高校を持つ自治体は、それぞれの立場で主張を繰り返しております。当町からも、地区意見交換会の委員として山田教育長初め、三戸郡校長会の会長として名川中校長、向小校長が任命されておりますので、県の基本方針等は十分理解されていると思います。三八地区の構想検討の中で、それぞれの町内に県立高校がある自治体は生徒数減少の課題を抱え、また地域とのかかわりや教育力の向上に向けての対策等、県立高校ではありますが、地元高校に対する取り組みが重要になると思いますので、次のことを質問いたします。

1点目は、現在の町内中学校卒業生の動向と今後の見通しについてお尋ねいたします。

2点目は、町内に既存する高校に対して、町政とのかかわりをどのように取り組んでいくべきと考えるのか、お尋ねいたします。

以上、通告しておりました財政運営にかかわる諸課題について、また子供たちの進路にかかわる高校の将来構想にかかわる町の取り組みについて、町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

時間の関係もありますので、滞納関係、また補助金につきましては私から一括答弁をさせていただきまして、再質問等の場合におきましてはまた各課長等から答弁してまいりたいと思います。また、2点目の県立高等学校将来構想につきましては若干答弁させていただいて、また教育委員会のほうからの答弁とさせていただきます。

きょうは福地小学校の6年生の児童の皆さんが傍聴ということで、本来であれば専門的な用語も入ってきますので、もっとわかりやすい答弁をしたいなと思うんですけれども、時間も決められた時間内での答弁、質問になっておりますので、わからない言葉、用語等々も出てくると思いますけれども、大体、議会というのはどういう雰囲気かなということを体験していただければなと思っておりますので、もし後でわからないようなことがあった場合は担任の先生からでもまた後で聞いていただきたいなと思いますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

それでは、まず、町税の滞納繰越金への認識と要因についてのご質問であります。我が国の経済状況は平成19年以降、景気後退局面に突入し、ここ数年、雇用情勢は若干回復傾向にあるものの、依然、消費の低迷が続いているものと推測されております。さらに、各地で発生した自然災害や消費税引き上げなどは、少なからず経済への影響を及ぼしていることが考えられます。

このような情勢の中にあって、地方自治体の基盤である財源の根幹をなす町税収入の確保は極めて重要であり、また、税負担の公平性の観点からも滞納繰越金の収納対策を厳正に行い、常に徴収率の向上を目指しているところであります。

また、滞納繰越金が発生する要因であります。滞納された方々からの聞き取りによりますと、離職による収入の減、事業縮小あるいは廃止に伴う負債の増、販売低迷による売上額の減などが

滞納されている要因と考えております。

町といたしましては、今まで以上に納税者との話し合いを図りながら粘り強く交渉を進め、滞納繰越金の減少に向けて、職員一丸となって努力していかなければならないものと考えております。

次に、住民生活課の滞納繰越分についてお答え申し上げます。住民生活課が所管する滞納繰越分は、1名の方の平成23年度からの墓地管理料1万5,930円でございます。

次に、健康福祉課の滞納繰越金についてお答え申し上げます。健康福祉課が所管する滞納繰越金は、保育所児童措置費保護者負担金、いわゆる保育料でございます。学童保育保護者負担金、次に児童館使用料の3件でございます。

まず、それぞれの滞納額につきましてご説明申し上げます。保育料の滞納額につきましては、平成28年5月31日現在において、平成27年度分が19件、約178万円、平成26年度以前の過年度分が84件、1,016万円ほど、合わせますと103件で、1,195万円ほどとなっております。

次に、学童保育料の滞納額につきましては、平成28年5月31日現在において、平成27年度分が4件、3万6,800円、平成26年度以前の過年度分が62件、約100万円、合わせますと66件、約103万円ほどとなっております。

次に、児童館使用料の滞納額でございますが、同じく平成28年5月31日現在において、過年度分のみで3件、約14万円ほどとなっております。

ご質問の滞納繰越金への認識についてでございますが、滞納繰越金は社会保障費の負担の公平上あってはならないことであると認識しております。

次に、滞納繰越金の要因といたしましては、経済的な理由から生活費の捻出に苦慮されて、結果として滞納されている世帯がある一方で、支払い能力があるにもかかわらず、何らかの理由で支払いをしない世帯があるなどが挙げられます。

次に、建設課の滞納繰越金についてお答え申し上げます。建設課の平成28年度町営住宅使用料につきましては、74世帯、約2,227万円ほどであります。住宅排水施設使用料は11世帯、約59万円ほどでございます。

また、下水道使用料につきましては、平成28年11月現在、公共下水道においては1件、3,340円、農業集落排水につきましては321件、約135万円ほどでございます。団地排水につきましては136件で約51万円ほどの滞納繰越金があります。

要因としましては、近年の経済不況の影響と思われる世帯主の失業、疾病、収入の減少等、高齢者、母子世帯、生活保護世帯、障害者世帯など低額所得者には大変厳しい情勢となっており、

滞納増加の要因と思われます。滞納世帯の状況を的確に把握し、粘り強く徴収に引き続き今以上にに取り組むことと考えております。

次に、学務課の滞納繰越金についてお答え申し上げます。奨学金の平成27年度末の収入未済額は、未納者19名、約674万円、給食費の滞納分は平成28年11月30日現在で3万5,000円となっております。現在は学校給食費全面無料化でございますので、それ以前の滞納金ということになります。

要因といたしましては、仕事上や家庭内の事情、体調を崩すなど、さまざまな要因が重なりまして、予定どおり返還できないことから滞納が発生している状況となっております。

次に、町税滞納分の徴収に対する今日までの取り組みと実績についてお答え申し上げます。

当町におきましては、自主納付の推進を基本とし、公平・公正な町税収入の確保に向け、徴収強化、早期納付を推進するとともに、町税の収納率向上と効率的な滞納整理を実施するため、次のような取り組みを行ってまいりました。

1つ目といたしましては、新たな滞納を発生させないため、督促状・催告書・未納のお知らせなどの文書の送付、あるいは電話での催告などにより、滞納整理の早期着手・早期整理の徹底により徴収強化を図り、納付を働きかけております。

また、納期内納付の推進と納付者の利便性を図ることを目的に、口座振替の利用促進や土曜日・日曜日・祝日であってもＡＴＭからの納付が可能である、ゆうちょ銀行・郵便局での納付ＰＲを行っております。

加えて、給与所得者の個人住民税につきましては、普通徴収者の滞納を未然に防ぐため、事業者に対しまして特別徴収の依頼を行い、その実施を働きかけております。

次に、滞納されている方に対しましては、文書催告・電話催告等により速やかに納付を促すとともに、法律に基づき実態調査、不動産・預貯金・給与等の財産調査を行い、特別な事情がなく納付に応じていただけない場合には財産の差し押さえの執行を行っております。

続きまして、滞納分の徴収に対する実績についてお答え申し上げます。まず、文書等における催告及び財産調査につきましては、平成23年度3,831件、平成24年度3,188件、平成25年度2,145件、平成26年度2,353件、平成27年度2,449件の実施状況となっております。

次に、差し押さえの状況についてであります。平成23年度の差し押さえは77件、金額で約418万円、平成24年度の差し押さえは119件、金額で約981万円、平成25年度の差し押さえは144件、2,047万円ほど、平成26年度の差し押さえは47件、1,300万円ほど、平成27年度の差し押さえは44件、1,197万円ほどの収入実績であります。

次に、滞納繰越総額における徴収実績につきましては、平成23年度は7,569万円ほど、平成24年度は7,742万円ほど、平成25年度は6,814万円ほど、平成26年度は6,065万円ほど、平成27年度は6,050万円ほどの収入実績となっております。

次に、住民生活課の墓地管理料に関する取り組みといたしましては、毎年、その年の管理料と滞納している過年度分の請求書を送付し、納付期日が過ぎたら再度請求書を送付し、必ず督促しております。なお、この方には、10年間管理料を納めない場合には墓地の返納命令を伝えております。

次に、健康福祉課の取り組みといたしましては、督促状の通知、電話催告及び戸別訪問をすることで納付を促しており、一度に納付が難しい金額となっている場合は、相談の上、生活に支障を来さない範囲の金額で分割納付を求めています。

また、保育料につきましては、児童手当法施行規則で児童手当から徴収できるとされておりますので、年3回の児童手当支給に合わせて徴収しているところでございます。

徴収実績といたしましては、保育料につきましては、平成26年度は73件、約478万円、うち389万円ほどを児童手当から徴収できたところでございます。平成27年度は56件、373万円ほど、うち229万円ほどを児童手当から徴収できたところでございます。

学童保育料につきましては、平成26年度は3件、6万300円、平成27年度は8件、4万6,000円を徴収しております。

児童館使用料につきましては、平成26年度は5件、28万2,500円、平成27年度は2件、1万500円を徴収しております。

次に、建設課の町営住宅使用料及び住宅排水施設使用料の滞納者に対する取り組みといたしましては、催告書の送付、電話連絡や昼夜住宅への訪問を行い、滞納分の支払いをお願いし、経済的な理由などで支払いが困難な世帯には分割納付等の相談を実施し、徴収をしております。

また、ことしから次年度の住宅使用料を決定するための申告等を受け付ける際には、直接、建設課に提出していただくこととし、滞納している世帯には住宅料の催促をし、連帯保証人のチェックを厳しく行い、亡くなっている場合等においては新たな連帯保証人の提出を求めることといたしました。

下水道使用料の事務については、八戸圏域水道企業団に業務委託しており、使用料が納入期限に確認できなければ20日以内に督促状を送付しております。また、7日後に確認できない場合には町で催告書を送付、電話、訪問により使用料を徴収しております。

次に、学務課における取り組みと実績につきましては、奨学金未納者へは定期的に催告通知や

電話連絡など納入のお願いをしている状況であります。また、第二連帯保証人への納入もお願いしているところでございます。

次に、町税の滞納分徴収に向けて、今後の取り組みと今後新たに未納額を発生させないための対策についてお答え申し上げます。

平成24年4月1日に県内の市町村が構成団体となり設立した青森県市町村税滞納整理機構との連携、協力を図り、さらなる滞納整理及び滞納処分の強化を実施していくこととしております。

また、三八地域県民局県税部との連絡体制を強め、従来までの連携、協力をさらに推進させるものとし、個人住民税の徴収率向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、未納額を発生させないための対策として、現年課税分の未納額が翌年度へ繰り越しが予想される納税者に対し、個別に年度内整理を強化することとし、未納のお知らせ、納税警告書、機構移管予告書等の発送に加え、電話催告等を実施して自主納付を促すこととし、現年度納付率の向上とともに新たな未納額の防止対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課分につきましては、これまでも取り組んできたところでありますが、督促状の通知や電話催告、戸別訪問などを行い、分納などによる納付方法の相談などを実施し、滞納分徴収に向けて引き続き強力に取り組んでまいります。

特に、保育料に関してであります。納付にも応じない滞納者に対しましては、兄弟の入園や継続入園の際に選考に不利になる旨を伝えて納付を促すことや、勤務先への給与照会、金融機関への預金照会などを実施して財産を差し押さえるなど、保育料の納付について、さらに厳格化していくことも考えていく必要があるものと思っております。

また、新たな未納額を発生させないための対策といたしましては、現在も行っている毎月の督促・催告を継続し、常に納付を促すことと滞納初期の早い段階での対応が重要であると考えております。

保育料等は受益者負担の原則から当然納付していただくものでありますが、みずから保育園の入所を希望し、そして保育サービスを受けているにもかかわらず、保育料等を滞納しているということの意味と、未納となっている金額の補填には住民の皆様が納めた税金が充てられているということを入所児童の保護者に重ねて理解していただき、完納を促してまいりたいと考えております。

次に、建設課の町営住宅使用料及び排水使用料の未納額を発生させないための対策について、今後は催告の中で特に効果が高いと思われる夜間訪問を重点的に行い、入居者からの納付見込みが低い場合には連帯保証人に対しても積極的に納付指導を行い、長期滞納者には明け渡しの対応

を検討するなど、滞納を解消できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、下水道事業は町民皆様の使用料により運営されていることから、滞納繰越金をなくすることが前提であり、徴収事務の強化が必要と考えております。よって、今後も収納事務に関しては八戸圏域水道企業団と連携を図り、高額滞納者については職員の訪問等を強化し、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、学務課の奨学金は、今般の経済状況の影響により計画どおり返還していただけない方もおります。このため、未納者に連絡をとり、毎月返還できるよう返還金額を見直して、緩やかに計画的に返還させるよう相談にも応じております。

給食費については、平成26年2月18日施行の給食費滞納事務処理要領及び要綱に基づき、2名の方々からは毎月滞ることなく給食費滞納金を納入していただいている状況でありますので、今後も滞納者と連絡をとりながら進めていきたいと考えております。

いずれにしても、滞納につきましてはやはり公正・公平、多くの方々が厳しい中にも納めていただいているわけございまして、先ほども申し上げました滞納者の分についてはほかの方々の税金を活用して運営せざるを得ないということになってきますので、できる限りご理解をいただいて、しっかりと納付していただけるように今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、補助金についてお答え申し上げます。

まず、1点目の補助金計上のプロセスと決算時の内容の確認についてのご質問であります、町の全ての予算の調整は財務規則に基づき行っております。特に補助金につきましては、町が単独で団体等の育成を目的等に補助しているもの、また国・県等の実施事業に対し町が法令等により補助しているものの大きく2つがありますが、今回は町単独補助金についてご説明いたします。

補助金の当初予算への要求は、担当課において補助金に関する調べを作成の上、直近の決算書及び交付要綱を添付し、企画財政課に対して要求することとしております。

この予算要求する際には、団体から業務担当課が聞き取りを行い、公益上の必要性や補助金の額の妥当性について検証し、その後、企画財政課と担当課が協議を行いまして要求となるもので、当然ながら最終的な判断は私が行っております。要求する際は、全ての補助金において、団体の前年度決算書などを参考に要求額を精査・調整した上で予算計上しております。なお、予算要求に重要な対象事業経費の範囲、補助率等については、交付基準に基づき算定しております。

また、決算につきましては、収支予算書及び事業費精算書により適正な予算の執行が行われているか、また、事業実績報告書により対象事業が実施されているかなど確認した上で補助金を交

付しております。

次に、政策上の補助金とは別に、同じ組織に変わらぬ金額を継続して計上している理由についてのご質問ですが、平成28年度当初予算で団体の育成等を目的とし補助金の交付を予定している団体は46団体あり、このうち5年前の平成24年度から継続して補助金を交付している団体は42団体であります。また、このうち平成24年度から5年間、同額の補助金を計上している団体は37団体あります。これは、先ほども述べましたが、合併後の各団体等の補助金の交付について、客観性と透明性を図ること等を目的に、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費を補助対象経費から除くなど、補助金の算定に関し策定した交付基準に基づき、団体の規模、事業実施内容などにより団体の補助金に基本的な上限を設けたことにより、同額の補助金となっているものであります。

次に、補助金を有効かつ効果的に運用するために見直しを含め検討する考えはないかについてのご質問ですが、補助金の全体的な見直しは、これまで平成21年度から平成23年度の3カ年実施してまいりました。平成21年度は交付基準について各団体に周知、平成22年度は一律10%の削減、平成23年度は同じく一律3%の削減を実施しております。その後につきましては、個別に事業内容等精査の上交付しております。

現在、普通交付税の合併特例期間の終了により段階的に交付税が削減されてきており、町の財政状況は年々厳しくなっていくものと想定しております。このことから、補助金につきましても既存の交付基準や補助金交付に対する効果及び終期などを検討・検証の上、見直しも必要であると考えてございます。

以前、3カ年で一律で削減をしてきております。2年間続けて削減しておりますので、補助団体の方々もやはり3年連続の減額は非常に事業展開で厳しいということで、現在はその後同じ額としておりますが、今後また事業内容等々を調査、検討しながら、見直しについて検討してまいりたいと思います。

最後に、現在進められている県立高校将来構想等の件でございますが、先般、県教育長から今回の再編についての説明で当町にご来庁いただきました。そのときに私からも、教育長も同行しまして説明を受けました。

一つは、商業高校は拠点校と位置づける、また八戸水産高校も拠点校として位置づけて存続されるというふうに説明を受けております。しからば、私は商業、水産業、農業も同じ拠点校として残すべきではないかと、同じ取り扱いをするべきではないかということを説明させていただきました。また、現実、人口減少、生徒数が間違いなく減少していきますので、ある程度の再編と

いう部分については考えなければならないことも重々理解もしなければならないと思っております。そこにおいて今後の課題は、総論的な場合ほとんどの方は賛成となるんですが、各論部分になってくるとなかなかそれぞれ現在学校を有している所在市町村からは厳しい部分もあると思いますが、我々地元には県立名久井農業高等学校があるわけですので、しっかり存続できる、また、あの場所で農業をしっかりと職業として選択していただけるような学校として存続するための活動はしていきたいと思っております。

あとは教育委員会から答弁させていただきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、中舘議員にお答え申し上げます。

まず、きょうは福地小学校6年生児童の皆さん、ようこそおいでいただきました。近い将来、私が今話しすることが皆さんに深いかかわりのあるお話でございますので、参考にさせていただければありがたいと思います。

まず、現在の中学校卒業生の動向と今後の見通しについてのご質問でございますが、平成28年11月17日に青森県教育委員会において、平成28年度進路志望状況調査の第1次調査が実施されました。その第1次調査の結果でございますが、先日、12月1日に発表になりました。児童の皆さんも見たと思います。その後、これからのことでございますけれども、第2次調査は12月15日に実施され、その結果が新しい年を迎えて平成29年1月5日にその調査結果が発表になります。それを見て受験者たちは最後の自分が進路を決めることの参考になるわけでございますので、児童の皆さんも近い将来そういう経験をしますから、よく見ていただきたいと思います。

南部町内の4中学校の第1次調査の結果でございます。3年生は、ことしは174名います。その中で、八戸市内の高校を希望する生徒たちは103名で59.2%、そして三戸郡内の高校を希望する生徒たちは52名で29.9%、県内他市町村の高校を希望する生徒は8名で4.6%、県外の高校を希望する者が6名で3.4%、県外通信制を希望する者が2名で1.1%おります。そのほかに県内の定時制、さらには専修学校、さらにはまだ決めかねている未定が各1人ずつおります。0.6%。174名の第1志望状況が以上になっています。

また、三戸郡内の高校を希望する者は52名ございます。内訳でございますが、地元の名久井農業高校が36名、69.2%希望しております。隣の三戸高校が9名で17.3%、そして田子高校が7名

で13.5%という志望状況となっております。このように、三戸郡内の高校の中では、町内にございます名久井農業高校を希望する者が36名と、多い状況となっております。

青森県教育委員会では、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を踏まえまして、第1期実施計画策定に当たり、あらかじめ県内各地区の具体的な学校配置等について、地域の学校教育関係者等から意見を伺うため、青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会を設置いたしまして、各地区において現在意見交換会が実施されているところでございます。

第1期実施計画の策定では、平成30年度から平成34年度までの5年間の計画となりまして、県内各地区の具体的な学校配置等を計画する内容となっております。

そして、この意見交換会のメンバーでございますけれども、市町村の教育長、またPTA関係者、そして小中学校地区校長会代表者、さらには産業界関係者等含めて20名以下のメンバーで組織され、意見交換会が実施されております。本年度の状況は、第1回から第3回までの地区意見交換会が行われまして、平成29年度には第1期実施計画（案）でございますがその公表が行われます。その後、広く県民に意見または情報を収集するパブリック・コメントということも行われまして、地区懇談会を経て、第1期実施計画決定というスケジュールとなっております。

11月14日のデーリー東北には、三八地区の高校再編のシミュレーションということで、3案が掲載されておりました。

1つは、全ての学校、現在の既存する高校を残す。第2点は、重点校を八戸高校、八戸北高校として配置する案。そして3点目、多様な学びのできる高校、三戸郡だったら三戸高校、五戸高校、名農を統廃合して総合的、いろいろな学びのできる高校の再編、こういう3案が提案されたところでございます。

今後、学級数の増減のことを紹介しますと、2017年度には学級数45学級、2022年度には45学級を40学級に減らす、そして2027年度には40学級を38学級に減ずるという内容となっております。今後も、各地区において引き続き検討されていく状況となっております。

次に、町内に既存する高校と町政とのかかわりについてのご質問でございますが、南部町には名久井農業高校が設置されております。緑の心を育む「緑育心（りょくいくしん）」のもと、一人一人を大切にし、一人一人の能力を引き出し、毎年多くの研究、多くの大きな賞を受賞し、いろいろ報道機関に報道されていることは議員の皆さんまたは児童の皆さんもご承知のことと思います。それだけ大変子供たち、生徒たちが活躍しております。

入学者でございますが、名久井農業には三戸郡内はもとより八戸市内等からも多数通学している状況となっております。意見交換会においては、三戸郡内に配置されている高校等の統廃合も

考慮し、拠点校に準ずる扱いをしてほしいという要望をしているところでございます。町の基幹産業である農業の後継者育成という大きな目標を掲げて、名久井農業も頑張っておりますので、引き続き存続の要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 滞納繰越金については、今日までもいろいろな工夫をしながら何とかということで努力している状況はわかりますけれども、やっぱり結果として、これはさっき町長の答弁にありましたように、町民の生活にかかわる問題ですから、全て力づくということもいけない。お願いしますということでしか解決できないことかもしれませんけれども、少なくとも新たな滞納額といいますか、未納額が発生しないための工夫というのは、これはもう新たな気持ちで、しっかり条例なり、そういうのをつくり上げていかないと、まだまだこの問題は長引くと思います。

ただ、私がどうしてこの問題を取り上げたかといいますと、どうしても町民の中に、払わなくて済むのであればもう黙って払わないでいくという風潮が出てきては困るということから、あえてこの問題を取り上げました。ですから、今日までの努力はわかりますけれども、さらにこれを続けていくことじゃなくして、どこかで断ち切る努力というのはいろんなことを考えていく必要があると思います。これだけは一つ要望しておきたいと思います。

それから、補助金のことについてですけれども、これは9月の議会でもわたし取り上げました。ある報告書で、前年度と同じ内容のものが添付されて、これはおかしいと。これにも30何万、何十万という補助金が実際に払われたということで我々は報告を受けたわけですから、もうそれを取り返すことはしませんけれども、やはりチェック機能が私は十分になされていないという思いから、この問題を取り上げました。

もう一つは、ぜひこれから、補助金をつけるのはわかりますけれども、その組織で自主的に自分たちの力で運営できる組織になるように、そういう指導もこれは行政の立場でやっていく必要があるだろうと思います。黙っていても補助金として町からつくというのではなくして、やはり町として行政としてどうしてもその組織はあってほしい、残してもらいたいという思いから補助金を出して継続している事業もあるかもしれない。また、そういう組織が必要かもしれません。例えば例を挙げますと、各地区にある交通安全の指導隊、これは小まめに目を見張るためには各

地区にそういう組織を存続させて、その活動を通じて町民の交通安全を見てもらうとか、消防もそうだと思いますけれども、そういうのはもちろんもっと金を出してでも活動をやってもらうということは必要ですけれども、惰性的に、さっき町長の答弁の中にもいろいろ事務的なことをやっていると思いますけれども、条例の中では第4条で交付の申請には事業計画書、収支予算書をつけて審議してやるということですが、その結果がですね、ただ条例をインターネットで調べますと、必要な様式が画面に出ます。これに必要な項目を書けばいいという申請ですけれども、ではなくして、もっともっと現地に職員も行って、本当にこの活動が有効なのか、効率的なのかと見るぐらいのつもりで補助の決定というものはなされていくべきだと思います。その辺についてもう一度答弁をお願いします。

それから、高校再編です。私もずっと見てきました。南部町の校長会の会長がある会合で言ったのは、町内の中学校卒業生、1割しか地元の名久井農業高校に行かない時代があったと、これでは存続してくださいと言うには難しいという発言をしました。当時、その会議の中で。これが町としてどういう対策をしていくかというのにも必要じゃないですかという思いがあったものですから、改めてこれを問題にしました。

ある町長は、全て八戸の高校にここの卒業生は受験、入学させますと、堂々と発言した先生もいるということも言われました。いろんな会合に出て聞いていますけれども、その高校関係者はならんという発言をしていました。せっかく今まで自分たちの地元の高校として育ててきた。それをそういう指導をするとは何事だという発言をした人もいました。ですから、私はあえてこの問題、地元の自治体としてせっかく名久井農業高校あります。ですから、今いろんな形で、さっき教育長の話にありましたように、町外から生徒が入ってくる。町内の高校生はどうしても八戸という一つの高校に向けて勉学に励む。これはもう当然それぞれの進む道ですから、それを否定するものではありませんけれども、いかにしたら地元のこういうところで勉学して、さらに力をつけてもらうかというのは、やっぱり自治体としてもいろんな機会を捉えて、そういう勉強も、地元の生徒の皆さんにも勉強してもらうことも必要じゃないかなと思いますので、この辺はさっき、今29.9%と数字出されました。ここまで復活しているのかもしれませんが、どうしても今そういう傾向があるということですから。ただ、今、私が何回かこの検討会議の状況、外から見ている、発言するわけではありませんけれども、外から見ている中で、自治体の競争になりつつあります。三戸郡にも五戸あります、三戸あります、田子あります、南部町あります。階上はないですから、発言は余りしていません。階上の先生はもう答申どおりでいいですという発言をしていますけれども。地元を持っている教育長、また関係者から見ると、自分のところの学校は残

してもらいたい。ほかのほうはというんじゃないと、自分たちのところという発言があるものですから、これから私は自治体の競争になっていくだろうと思います。

それからもう一つ、話の中で私、今一番気になっているのは農業高校、三本木農業高校あります。そこは将来、いち早く宿舍をもっと整備する。全国から集まる生徒を迎え入れる体制。それをつくられば、名久井農業高校の選定の理由にはもう。農学校は大変だ。今はまだそこまで完備されていないから、通える学校ということでこの地元の高校も選ばれますけれども、これから恐らく工業の拠点校になる学校はおそらく将来の県の教育委員会の構想の中で宿舍、安い金で勉強して、そのところで責任を持ってやれるような県立高校でやるという議論は必ず出てきます。これはもう県庁の中といたしますか、中心のほうではそういうことも検討しなきゃならないということはもう言われていますから、そういうところですよ。例えばそうなれば、南部町として宿舍を建てて、ここからも受け入れてそれで農学校に入ってもらおう。定住対策になるということがこれから必ず議論として出てくるという思いがあったものですから、改めてこの問題を取り上げましたけれども、そうした点で、今でも農学校等のいろんな行事等にはかかわりを持ってやっていますけれども、もう一度その辺について、南部町でできる名久井農業高校とのいろんな問題で、今でも農園に行くとか、いろんな実習、小学校、中学校の交流もしながらやっていますけれども、さらに一歩進んだ対策も必要ではないかと思いますので、その辺についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、滞納関係につきましては、議員からもご指摘いただいております。新たな滞納者を出さない。比較的に見ていきますと、同じ方が非常に多いと。ですから、26年度の滞納者が27年度もなっていくという状況にありますので、それぞれ事情があるんでしょうが、やはり同じ方がまた次の年もというふうにならないようにしていくことによって、かなり滞納額は抑えることができるのではないかなと思っていますので、そういう点も重点的に取り組みたいと思っています。

また、補助金につきましては、チェック機能をしっかり、必要な部分には我々必要な分は補助して活動してもらおうということが補助金の趣旨でもあると思いますので、ただ、活動内容と金額等がどういう形で使われているか、チェックはきちんとしなければならないなと思ってございます。その中で有効に活用していただきたいと思います。

また、学校関係につきましては、地元の名久井農高さんがありますので、我々は地元の高校と、私もいつも町立名久井高等学校さんと、大変県立に対して失礼な言い方をしているわけですが、それほど私どもは地元の高校という愛着を持っている学校でありますので、今、中館議員からご指摘あった宿舎の件、そういう部分も今後は考えながらいかないと大変厳しいのではないかなとご指摘もいただきました。非常に今、名久井農高さん、いろいろな発表等ですばらしい成績をおさめておりますので、できるだけ地元の生徒たちが地元の名久井農高さんに多く進学していただくことによって、またこの地域も活性化していくと。ただ、普通高校で次の進学、さらなる進学と考えている生徒さんもあるわけございまして、一つはそれぞれの選択の自由という部分があると思いますが、我々、地元の特性を生かすためには現在の名久井農高さんをどのように生かしていくかということは、学校さんと我々行政も一緒になって、それと地域の皆さんと一緒に考えていくということが大変大事になると思っております。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これで中館文雄君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

（午前11時03分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

1 番、松本啓吾君の質問を許します。

（1 番 松本啓吾君 登壇）

○1 番（松本啓吾君） おはようございます。

早速、一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回、私は地域創生のための観光まちづくりに関して質問させていただきたいと思います。

現在、長期の景気低迷や人口の減少・少子高齢化問題により、地域経済は大きな構造変化の局面を迎えています。定住人口の減少に伴い、今後、特に地方においては人口減少が急速に進行することが予想されます。それによる地域内消費の減少により地域経済は縮小し、さらなる地域間

格差の拡大も懸念されます。さらに少子高齢化も進行し、2025年にはおよそ3人に1人が65歳以上になると見込まれています。こうした傾向は地方部でより顕著であり、東京圏を初めとした都市部への過度の人口移動も相まって、中山間地域では集落の維持・存続すら危ぶまれる状況にあります。

こうした状況を打破していくために、官民の垣根を越えて政府は日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後の目指すべき将来の方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5カ年の目標や施策の基本的な方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生をてことした日本全土の活力向上を目指しています。

このような中、全国各地で観光による地域振興を目指す観光まちづくりの必要性が盛んに叫ばれるようになり、政府・中央省庁も経済波及効果・雇用創出効果の高いツーリズムに寄せる期待は高いと思われます。

青森県においては、国の東北観光復興対策交付金を活用し、旅行商品の造成などに取り組んでいるほか、ことし8月には中国の大手旅行メーカーと三村知事が懇談し、お互い連携、協力し合い、路線確保と旅行客の集客に力を入れていくという記事がありました。

また、青森県観光国際戦略局の青森県観光入込客統計によると、平成22年に東北新幹線が全線開通し、東日本大震災の影響で青森県への観光入り込み客数は3,420万人から3,150万人に減ったものの、その後は右肩上がりにふえ、平成26年では3,390万人まで回復してきています。しかし、我が南部町においては、平成22年に73万4,000人だった観光入り込み客数も、平成26年には68万2,000人と年々減ってきています。月別に見ると、年間で一番多い観光入り込み客数は7月の9万9,000人で、次いで6月の7万4,000人と、サクランボ祭り時期になっており、一番少ないのは2月の3万6,800人となっています。

南部町の観光客の減少にはいろいろな要因があると思います。同戦略局の調査によると、八戸駅の県外利用者の最初の立ち寄り先は、1位が八戸市で、次いで十和田市、三沢市、下北、おいらせ町となっており、隣接する南部町へは2%にも満たないという結果になっていました。

観光まちづくりは、地域が主体となって自然、文化、歴史、産業、人材など、地域のあらゆる資源を生かすことによって交流を振興し、活力あふれるまちを実現するための活動などと定義されています。

観光まちづくりの仕組みは観光による経済効果のみならず、住環境としての地域の維持・改善にも寄与する、まさに観光の恩恵を地域全体で享受する鍵ともいえます。というのも、観光まちづくりは、既存の観光業者のみでなく、行政、住民、商店街、農業事業者、地域のNPO等、多

様な主体が参画する取り組みであり、合意形成の過程においてそれぞれの意向が少なからず反映される仕組みとなっているからです。

その上で、地域が観光まちづくりに取り組む意義としては、観光による経済波及効果、地域の問題意識、危機感を共有し、みずからつくり上げていくことによる地域への刺激、地域を観光的視点から構築し直し、競争力を強化することによる地域の特性・魅力の向上、観光的視点のみならず、まちづくりの視点を入れることによる住環境の改善、このような地域全体にとっての意義を地域ごとに明確に示すことにより、観光まちづくりの参画者をふやす必要があると思われます。

南部町においても、南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、基本目標を達成するための4つの重点プロジェクトの中に、豊かな自然を生かしたグリーン・ツーリズムの継承と独自スタイルの観光を拡大するとしています。

そうした基本目標を達成するための4つの重点プロジェクトと主な施策の中に、魅力ある達者村（体験・交流・滞在型観光）プロジェクトがあり、主な施策内容では、農業観光と地域資源を融合させた新たな観光メニューの充実や外国人観光客の受け入れ態勢の強化、受け入れ農家の充実を掲げています。

そこでお聞きしたいのですが、今後の地域創生のための観光まちづくりへの取り組み、施策などはどのようなになっているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてであります。平成26年11月に人口減少問題に対して「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、翌月には国の指針として「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。これにより、平成27年8月に「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」と「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン」が策定され、青森県の将来像の指針となっております。

こうした課題を前提とし、南部町の推計人口を踏まえて独自性と持続性を発揮できるよう、目指す町の姿、まちづくりにおける理念、基本目標、目標達成のためのプロジェクトの4つの基本方針を具体的施策として「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定・整理を行っており

ます。

その中で、活力に満ちた産業振興プロジェクト、地域子育て支援プロジェクト、魅力ある達者村（体験・交流・滞在型観光）プロジェクト、いつまでも住みたいまちプロジェクトを重点プロジェクトとして取り組むこととし、人口流出抑制・出生数増加のための4つの重点として考えております。

この中から、魅力ある達者村プロジェクトについてご説明申し上げます。この取り組みは、南部町が誇る各種農産物を資源と考え、それをどのようにPRしながら観光と結びつけていけばよいのか、この地域ならではの特性を生かした観光と結びつけて来町者の増加を図っていきたいと思っております。これまでに、旧名川町時代に取り組みました、平成14年度から始めております四季のまつりが合併後の今日まで継続されており、平成27年度には観光案内所の集計で2万151人の来町者となっております。

主な来園状況は、サクランボ狩り1万4,316人、ブドウ狩り1,902人、リンゴ狩り1,337人、イチゴ狩り1,060人、桃狩り756人などとなっております。

このときには、マイカーの利用ができない方や現地がわからない方々へのサービスとして、フルーツバスの運行も実施しており、町ボランティアガイドの案内で八戸市などからの誘客も行っているところであります。

また、昨年11月7日に横浜市栄区と友好交流協定書の締結を行っておりまして、今後の取り組みについては現在事務局での話し合いが始まっており、今後は人的交流によつての来客も望まれると思っておりますし、農産物の販売などでも申し込みがふえることを期待しているところであります。

町では、これら以外でも今後何をすれば魅力のある達者村にできるのか、毎月行われております達者村づくり委員会の際、新たな魅力の開発や発信をどのように進めるかなど協議を進めております。

次に、外国人観光客の受け入れ態勢の強化と受け入れ農家の充実についてご説明申し上げます。

農業体験修学旅行は平成5年度から始まり、現在に至っております。震災の影響により一時的に減少したときもありましたが、平成27年度には全体で1,744名の宿泊者がありました。この中で外国人宿泊客は212名となっており、前年度比では56人増、36%の増となっております。

受け入れを行っております達者村ホームステイ連絡協議会では、少しずつではありますが、増加しております外国人観光客の、いわゆる「おもてなし」の勉強について、食事面や滞在時のこ

となど情報交換をしながら取り組んでいるところであります。

イスラム教では豚肉の禁止や飲酒禁止などあるようであり、食器を使う際にはそれを一度使ったものは使用しないしてほしいなど、言われてから知るケースも多いようであります。また、お風呂の利用法などでは着衣のまま入るなど日本とはまるで違うようですので、その指導も行うなどしております。また、外国人女性には、滞在先での着物を着せての写真撮影も行われ、大変喜ばれているようです。さらに、言葉の面では、商工観光交流課内に英語・韓国語が堪能な職員を配置しており、その対応についても万全の態勢でお迎えできるようにしておりますし、今後もその努力は続けてまいりたいと思います。

受け入れ農家については、高齢化及び農家数の減少などで、現在南部町では26名となっており、当初から約半数にまで減少しております。

少子化により学校が統合されるなど、大規模化しており、一時的に多くの生徒さんが滞在することになれば、受け入れ農家の対応は大変困難な状況になってきております。このことから、三八地方農業観光振興協議会の事務局では、未加入町村への加入促進や南部町及び三八郡内でも受け入れ農家拡大についての取り組み依頼など、体制強化を進めております。

今後も受け入れ農家の収入増につなげるためにも、町としましては魅力ある達者村（体験・交流・滞在型観光）プロジェクトを重点の一つとして、農業観光人口がふえていくよう努力してまいりたいと思っております。

修学旅行農業体験、ホームステイの件でございますが、受け入れ農家数が高齢化してだんだん減ってきております。受け入れ農家が減っていくということは、仮に300人以上の学校からお願いが参っても、結局受け入れができないと。せっかく話がをいただいても、よそのほうにいつてもらわなければならないという重大な課題になっております。そこで振興協議会においても、三戸郡内でまず1農家、まずは増やして体制強化を図らなければ大変だと思っています。特に八戸市においては、南郷区の2名の方しか入っていないわけでありますので、市長さんに対しても何とか、市川地区にも農業の方がおりますので、何とか八戸市の方々の受け入れ農家さんをふやしてほしいというお願いをしておりますし、協議会においてもまた呼びかけをしているところであります。

今後はここの受け入れ農家の確保が今後グリーン・ツーリズムを進めていく上で重大な課題になろうかと思っておりますので、できるだけ早く確保できるように取り組んでいかなければ、300人、350人以上の方々が来てくれるとなっても、先ほど申し上げましたように他の地区へお願いせざるを得ないと、大変もったいない状況になりますので、この点を強化してまいりたいと思

っております。

また、11月27日でしたが、鍋条例の町として「あおり鍋自慢」を開催いたしましたところ、町内外から約5,000名ほどの方々に来場いただきました。23種類、また熊本のだご汁含めて、全ての鍋が時間内に完売するという事で、3時まで予定していたイベントも2時にはもう鍋がなくなってしまった状況ということで、非常に人気が高いイベントとなりました。来場された方々からいろいろお話を聞きましたが、やはり1回のイベントで県内のいろいろな鍋を食べることはなかなかそういう場所がないと、非常に楽しい企画であるというお声もいただきました。非常に国道4号線までも車が渋滞するという状況にもなりましたが、条例で定めている町といたしましては、今後も何とか盛り上げて、また地元の地産地消にもつなげていくというイベントとして、またできれば継続して行っていきたいと思っております。また、もし来年度開催することができれば、今回参加できなかった市町村にもさらに呼びかけてみたいなと思っております。

このようないろいろな取り組みは、皆様からの絶大なるご協力がなければ実行できるものではありません。今後も南部町発展のため、そして住みよいまちづくりのため、努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、現在、南部町の役場の職員のほうに、名久井岳の沿線、名川地区から三戸地区に向かつての名久井岳ロード、ここを何とか観光資源にしていきたいということで、現在、当町の職員にたたき台として検討をさせております。その後、三戸町さんにも呼びかけをし、一緒になって取り組んでいくことができないかなと考えている事業を今計画してございます。最初から三戸町さんに話を持っていっても、ある程度の大体の考えということを煮詰めてから行かないと、これはなかなか進んでいきませんので、そこは当南部町がちょっとリードしながら、そして実現できるようにしたいと。来年度、新年度には両町、また関係者の方々にも入っていただいて、検討委員会等々を組織して、具体的にどういうふうにしていくかということも考えてまいりたいと思っております。

また、昨日、町外のある方とお会いする機会がありまして、その方からも、町長、南部町いろいろ頑張ってイベントもたくさんやっているんだけど、南部町だけでなく、この近隣の町村で一緒になってやれるようなことをぜひ考えてもらえないかと、そういう声も昨日いただいたところでございます。当町の発展、そしてまた我々三戸地区、また三八地区、一緒に連携している地域でございますので、いろいろな部分でまた一緒になって取り組む部分、また南部町単独として取り組んでいかなければならない部分、そういう部分をいろいろまた勉強しながら観光のまち

づくりとして多くの皆さんがこの南部町に訪れてくれるような施策を今後とも考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。

町長がおっしゃったとおり、南部町ではフルーツ狩りや四季のまつり、伝統芸能、また先月11月にはあおもり鍋自慢が開催されるなど、たくさんのイベントを開催していると思います。全国的に近年では団体旅行よりも個人旅行のニーズが大きくなり、体験型の観光商品の増加など、個人の嗜好を反映する商品が求められるようになってきていると思われます。

現在の個人旅行のニーズを満たすためには、その地域の宝の魅力をいま一度精査した上で、その地域を訪れる動機づけを行うことが極めて重要になってくると思われます。地域に眠っている宝は、観光の専門家であれば簡単に発掘できるという類いのものではなく、まずは地域の住民が発掘しなければ気づかないものが多くあります。地域にある自然・文化、地域独特の田園風景、里山にまつわる昔話やお祭りが代表例であるように、地元の人々にとっては身近過ぎて観光の対象として認識されておらず、特に地元の人々から教えてもらわなければ、外部の者はまず気づかない地域資源も多く存在すると思いますが、今後、地域住民を巻き込んだ観光まちづくりへの取り組み等、何かありますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今現在はまず現在取り組んでいる部分、また町内の方々と一緒になって商店会のお祭りとか、地域の方々と一緒になってやっている事業もありますけれども、具体的にはまだ地域の方々、いわゆる町内会さん等々含めてのという部分は、どちらかというとまだ少ないと思っております。

そういう中で、松本議員のところもことし夏祭りですか、ご案内いただいて、びっくりしたのは本当に地域の方々が老若男女問わず、本当にみんなが自分たちのお祭りだということで、花火も、聞きましたら、それぞれの皆さんが世帯ごとにご負担をして花火も上げていると。すばらしい取り組みをされているなと感心してまいりました。

ああいうお祭り、これをPRする、そこにおいては町内会だけではちょっと大変な部分もある

と思いますので、そういう部分は町と一緒に紹介をしていく。ただ、余り町が入っていくと、その町内会独自でやっている部分が薄れてしまう部分もあるでしょうし、やっぱり町内会独自、その団体が独自に独自性を出してやっていくという、そういうところがいっぱい出てくれば全体的に非常に盛り上がっていくと思いますので、今後またいろいろな部分で松本議員も若い発想力のある議員さんでございますので、いろいろな部分で我々にも、こういうものを一緒にやったらどうかとか、そういう部分もぜひご提言いただければ、我々担当課のほうも一緒に盛り上げていきたいと思っていますので、よろしくご指導、ご協力のほうもお願い申し上げたいと思います。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問はありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。

最後に1つ。ことし8月に開催された南部まつりでは、青森市から来られた女性の方々が大名行列に参加されて、「初めての体験です」と大変喜んでいました。その後、けやぐにてそば打ち体験をし、花火を見て帰るというツアーだと聞きました。その方々に農家民泊などの話をした際、そのことは知らず、どうしたら体験できるのかと聞かれたのを覚えています。

また、サクランボ狩りに来られた観光客からは、「せっかく南部町に来たのだから、サクランボ狩りをした後、どこかほかにも観光できる場所があればいいのに」という声も聞きます。

観光産業は国内の幅広い産業に経済効果をもたらすとともに、多くの雇用を生み出すと言われています。また、定住人口減少による消費額減少は、旅行消費額で補うことが可能になります。地域創生の取り組みとして、地域にお金をばらまいたり、トップダウン方式の施策ではこれまでと何も変わらず、持続可能な仕組みを構築することは困難であると思われます。

地域において観光資源を発掘するためには、客観的な評価を行う外部の観光専門家や既存の観光業者のみならず、地域の住民や観光業ではないほかの業種に携わる人々、地域の多様な町民の参画・協力が、町長がおっしゃるとおり不可欠になってくると考えられます。これは住民参加・合意形成という、まさにまちづくりの手法そのものと言えると思います。

南部町では、ことし町民が動画の撮影や編集を学び、町のPR動画を作成する事業を実施しています。町民一人一人が南部町の宝を発掘し、町民目線で南部町の魅力を伝える動画を作成し、インターネット上で発信する、この事業はまさに観光まちづくりの第一歩であると思います。

誰もが住みよい、魅力あふれる南部町にしていくために、官民の垣根を越え、多職種が協力し合い、また町民一人一人が将来の南部町を見据え、力を結集できるような達者村プロジェクト、観光まちづくりを実現していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

2番、久保利樹君の質問を許します。久保利樹君。

（2番 久保利樹君 登壇）

○2番（久保利樹君） 本日は、傍聴席に先ほど福地小学校の児童の皆さんがいらしたんですけれども、直接私の質問も聞いていただきたかったんですけれども、残念ながら時間の都合で帰られたようですので、早速質問に移らせていただきたいと思います。

今回は、いじめについて質問させていただきます。

全国各地において、いじめが原因と見られる事件が発生していることは、テレビや新聞等の報道で皆様ご存じのとおりだと思います。いじめが原因で子供のとうとい命が失われたり、みずから命を絶ってしまうことは非常に悲しく、未然に防げなかったものかと考えさせられます。そういった多くの事件は、小さなサインを見つけられなかったことにより問題が深刻化・長期化し、複雑化した結果、最悪のケースとなることが多いようです。

近年においては、SNSやインターネット掲示板を悪用し、当該者を孤立させたり、誹謗中傷したりと、その方法が陰湿さを増しています。そのような現代の環境に置かれている子供たちのことを考えながら、質問に移らせていただきます。

まず1点目といたしまして、町内の小中学生におけるインターネット端末の所有率をお教えいただきたいと思います。先ほども話しましたが、インターネットを使用しての陰湿ないじめが問題視されています。パソコンやスマートフォンは、皆様ご存じのとおり、普段の生活、仕事など、我々の生活に欠かせない存在になっています。しかし、使い方を悪用すれば、いじめのツールにもなり得ます。所有に関しては、恐らく各家庭における判断や約束事などもあると思いますが、その所有率を示していただきたく、1点目といたします。

2点目といたしまして、いじめの未然の防止に対して、どのような取り組みをされているのかお伺いいたします。さまざまな性格の子供がいる中、学校内、家庭内、友人間で何か困った場合に誰かに相談できる子、できない子がいると思います。相談できない子は殻に閉じこもり、一人

でその悩みを抱え、精神的にも追い込まれる可能性があります。自分一人で解決できない場合、非常にこれは深刻な問題です。このような事態に陥る前に、子供たちのために取り組まれていることがありましたら、お教えてください。

3点目といたしまして、スクールカウンセラーの配置状況と昨年度の相談件数についてお伺いいたします。南部町においても、心理的相談業務に従事するスクールカウンセラーを各地区に配置していますが、その配置状況、また実際の相談件数がどの程度あったのかを、昨年度の数値で構いませんので報告をお願いいたします。もし可能であれば、相談内容を概要で構いませんのでお願いいたします。

今回の質問に関しましては非常にデリケートなことも含まれる可能性もあると思いますので、答弁内容に関しまして配慮が必要な場合は、理事者の皆様にもご配慮をいただきながら答弁をお願いいたします。

また、最後に、いじめはどこにでも誰にでも起こり得る可能性があります。被害者はもちろん、加害者を出さない環境づくりも大事なことでないかと考えております。現在の社会は子供たちがつくり出した社会ではありません。我々の子供の時代とは全く環境が違う中で、正しい道へ導きながら現代の子供を守っていくのは、社会の移り変わりを見てきた我々の責務であるのではないかと考えます。未来を担う子供たちの健やかな成長を願いつつ、今回の質問とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、久保利樹議員にお答え申し上げます。

先ほど福地小学校の子供たち、このお話を聞いてほしいなと私もそう思っていました。次の授業があるということで帰りました。

まず、町内各小中学生における携帯電話・スマートフォン・タブレットの所有率についてお話しいたします。現在、小学校の在籍児童数は750名でございます。そして、端末ごとの所有状況でございますが、携帯電話を所有している児童は43名で5.7%、そしてスマートフォン36名で4.8%、タブレット50名で6.7%、合計で所有は750名中129名の児童が所有しております。パーセントにして17.2%でございます。

中学生につきましては、在籍生徒数は500名でございます。端末ごとの所有状況でございます

が、携帯電話は24名で4.8%、スマートフォンが108名で21.6%、タブレットが114名で22.8%、合計所有率は500名中246名で49.2%、約5割の子供たちが持っています。小中学生とも、学年が上がるごとに所持率が上昇している状況でございます。

各小中学校ともに、学校内への持ち込みについてはどの学校も許可しておりません。質問の要旨にございますが、最近のいじめはSNSやインターネット掲示板を使用してのいじめへと変化し、当該児童生徒をネット上で孤立させたり誹謗中傷したり、いじめが陰湿に、かつ複雑化している状況でもあります。

目に見えない部分でのいじめが始まり、キャッチすることが非常に難しい一面もございますが、学校・教育委員会ともに最新のいじめの状況を学ぶため、関連する研修会に積極的に参加しながら、この状況に対応しているところでございます。

次に、いじめの未然防止のためにどのような取り組みをしているのかについてのご質問でございますが、各小中学校においてはいじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ防止のための基本方針を策定しており、校務分掌の中にいじめ防止委員会を組織しております。これはどの学校でもこういうふうな決まりになっておりまして、組織化しております。

この中で、ネット上のいじめとそれ以外のいじめを含めまして、いじめ防止や早期発見のための取り組みのほか、いじめが発生した場合には事実関係と状況把握、児童生徒、保護者への対応について協議し、速やかに対応するように努めているところでございます。

各小学校、中学校とも、定期的に全ての児童生徒に対して教育相談やアンケート調査等を実施し、早期発見に努めているところでございます。最近のインターネット等を利用してのいじめの早期発見という意味では、小さなサインを見逃さないという点で有効かつ効果的であると考えております。また、本人や保護者からの訴えなどで発見された場合には、速やかに教育委員会へ報告するように各小中学校へ周知徹底を図っているところでございます。

さらには、毎月、校長会を実施しておりまして、いじめ報告については必ず情報交換を毎月定例の校長会で行って、その状況を把握もしております。

また、保護者がスマートフォン等を購入して、児童生徒に持たせるということが年々多くなっている状況でもあります。このことを踏まえまして、保護者に対しては参観日等の機会に、いじめやネット被害等に対する注意喚起のための指導や、児童生徒、保護者を対象にした、警察等の協力を得ながら、または専門家を講師に迎えての研修会を各小中学校とも実施しているところでございます。このようなことを通しながら、児童・生徒・保護者への啓発活動にも取り組んでいるところでございます。

次に、スクールカウンセラーの配置状況と平成27年度の相談件数は何件かについてのご質問でございますが、小学校が1校、中学校が3校で実施しておりまして、27年度の実績では児童生徒からの相談件数は175件でございました。

相談内容でございますが、小学校児童から多かった相談としては、一つは学業、勉強、また進路の相談が24件で13.7%、あと家庭環境が17件で3.7%、友人関係15件で8.5%、その他9件で5.1%という結果でございます。

中学校については、生徒から多かった相談としては、多いものから、一番多かったのは友人関係46件で26.2%、その他、多岐にわたります31件で17.7%、不登校についてが27件で15.4%、そして学業、進路が6件で3.4%でした。

以上のように、小中学校ともにいじめの相談は平成27年度はなかった状況でございます。また、今年度よりスクールカウンセラー1名増員していただきまして、前年度より2校多く配置し、小学校が2校、中学校4校で実施しております。

ネット上のいじめは、被害者はもとより、学校、保護者の目に非常に触れにくく、同時に発見が非常に困難なことから、今後とも家庭、学校、教育委員会、関係機関が連携を密にしながら、いじめ防止対策に取り組んでまいりたいと思います。

残念なことに、今年度、青森県内の中学生2人がとうとい命をみずから絶つという痛ましい、あってはならないことが起こりました。中学生お2人のご冥福をお祈りするとともに、二度とこのようなことが起こらないよう、我が教育委員会としてもなお一層心の教育を中心に生徒指導の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） 質問を通告してから本日までの間に、小中学校のスマートフォンの所有率を調べていただくのは非常に大変な作業だったと思うんですけれども、調べていただきまして本当にありがとうございます。

中学生は想像どおり、約半数かなと思っていました。意外と小学生は持っているんだというのが正直な意見です。自分の所有ではないにしても、私の家庭でもそうですが、子供たちもどうしても興味があるものなので、お父さん貸してとか、お母さん貸してということで、ふだんからさわってはいるんですけれども、やっぱり子供たちというのはすごく何に対しても柔軟性で、使

い方を覚えるのが非常に早い。これは本当に大人の想像を超えるスピードで物を覚えています。そこで間違った方法を覚えてしまうと、非常に本人は思ったより悪いことをしているつもりでなくても、相手に、被害者にとっては深刻な状況に陥ることもありますので、これから行政、もちろん学校、そしてもちろん家庭も連携して、これからもこういう問題に取り組んでいただければと思います。

スクールカウンセラーに関しましては、他町村、済みません、私データを持っていないんですが、当町の学校の数にしては配置状況はすばらしいのではないかなと個人的には思っております。個人的には友人関係の相談というのは少し、どういう内容かはちょっとわからないですけども、多感な時期ですので、そういう相談も、相談ができているということはいいことなのかなと思っております。

最後に、いじめの定義ということでさまざまな資料を調べていたところで、子供たちとか親から訴えがあった場合に、問題を軽視しているということが最終的な最悪のケースにつながっている場合というのがあるようですので、これからも教育行政、PTA、家庭、連携しながら訴え続けて、一緒にこの問題に立ち向かっていければなと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これで久保利樹君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩を解き、会議を再開します。

（午後1時00分）

.....
○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

5番、滝田勉君の質問を許します。滝田勉君。

（5番 滝田勉君 登壇）

○5番（滝田勉君） 本日、最後の質問になります。よろしくお願いいたしますと思います。

今回、私は農業振興策について質問いたします。

米国のトランプ次期大統領はTPPからの脱退の方針を表明したことで、国はもとより、青森

県内の経済界、農業関係者からは驚きや落胆、歓迎など、さまざまな反応があります。そしてまた、先ほどもニュースの報道にもありましたが、青森初め、広範囲に広がっている鳥インフルエンザの発生で、早急な封じ込めの対応に追われております。その動向を見守っていくところでもあります。

それでは、2つのことについて質問いたします。

当町の基幹産業は農業であります。1つ目は、稲作について質問します。

ことは8月と9月の台風に見舞われましたが、大きな被害もなく、作柄は大変よかったと思っております。概算金も3年ぶりに1万円台に回復し、米生産者に安堵感が広がっております。これからは、急激な価格の下落とか変動がないように願いたいものです。

平成27年度の主要な施策の報告の中で、稲作振興事業の成果として3点ほど挙げられていましたが、その中に米の需要拡大及びブランド化に向けた取り組みが図られたとありました。この事業に町では管理費を負担しております。その具体的な取り組み内容を伺います。

2つ目は、ニンニクの品質向上と生産拡大について伺います。

ことは、野菜を初めリンゴなどの果樹の値段が高値の状態が続いております。市場や直売所などでは、販売額が大変ふえてきているとお聞きします。評価の高い青森県のニンニクの中で、南部町の福地ホワイト六片種は、皆さんご存じのとおり、苫米地地区で栽培された品種で、最高品種の評価を受けております。また、健康食品会社などのテレビとかラジオのコマーシャルのかいもありまして、全国的にも有名なブランドニンニクとなっております。この品種が、時をかけて、近隣の市町村初め広域に作付されているのが今の現状でございます。中でも田子町では品質の向上、生産力強化など、町を挙げて取り組み、日本一の田子ニンニクとしてアピールしております。

近ごろ大変健康志向が高まる中で、ニンニクの需要がかなりふえていていると聞きます。高値だということも後押ししまして、ニンニク農家に元気が出てきているようです。そして、若手の農業者を初め農家の方々が作付に大変積極的になっております。こういうときこそ、少しでも増産を目指して品質の向上を図りながら、発祥の地という利点を生かして、南部町の福地ホワイトブランドを維持していきたいものであります。

そこで質問に入らせていただきます。

1つ目として、南部町の作付面積と生産量を、ここ数年のデータと他町村との比較を伺います。

2点目として、病害虫の被害が大変ふえていていると聞いております。被害状況と、その改善対策はどのようになされているのか伺います。

最後の３点目といたしましては、以前、南部町ではニンニク種子購入助成事業が単独事業で行われていたと聞きますが、今までの成果と今後の見通しをお伺いいたします。

以上のことについてお伺いします。答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、滝田勉議員にお答えを申し上げます。

まず、平成27年度主要成果報告書で取り組みが図られたとある、米の需要拡大及びブランド化に向けた取り組みの具体的内容についてのご質問であります。県内の市町村及び全農並びに米穀集荷業者等の64団体で構成される青森県産米需要拡大推進本部が組織されたところであります。この団体は、県内の関係団体が大同団結して青森県産米の需要拡大運動を積極的に推進し、県産米の評価高揚を図り、農家経済の安定に寄与することを目的としております。

町は、この青森県産米需要拡大推進本部に活動費用の負担をしており、その主な事業内容としては、県及び各団体との連携を基本とし、販売促進を目的とした試食宣伝キャンペーンの開催や物産展などでの販売促進活動を積極的に展開するとともに、「お米大使がやって来た」のフレーズでおなじみのコマーシャル等、テレビやラジオ等を活用した県産米のPR活動を実施しているところであります。

また、町独自の取り組みとしては、南部町産米を南部達者米としてブランド化に向けて進めており、ことし試験栽培を行い、年内には南部達者米のサンプル品の完成を目指しているところであります。平成29年度以降は栽培面積をふやしていく予定としており、数年以内には販売できるものと見込んでおり、今後も継続して米の需要拡大に向けた取り組みと南部町産米のブランド化に努めてまいりたいと考えております。

次にニンニクですが、南部町の福地ホワイト6片種の生産拡大と品質向上についてのご質問で、まず１点目の南部町の作付面積と生産量のここ数年のデータと他町村との比較についてお答え申し上げます。

なお、面積等は八戸農業協同組合と三八地域県民局調べによるもので、比較する年度は10年前の平成19年度、平成23年度、平成27年度とし、町村は五戸町、田子町と比較することでご了承いただきたいと思います。

では、作付面積と生産量であります。平成19年度は南部町が23ヘクタールで207トン、五戸町

が110ヘクタールで990トン、田子町が130ヘクタールで1,170トン、平成23年度は南部町が26ヘクタールで234トン、五戸町が170ヘクタールで1,530トン、田子町が110ヘクタールで990トン、平成27年度は南部町が25ヘクタールで275トン、五戸町が167ヘクタールで1,837トン、田子町が145ヘクタールで1,595トンとなっております。

次に、2点目の病害虫の被害状況と、それに伴う改善対策は現在どのようになされているのかについてお答え申し上げます。

ニンニクの病害虫といたしましては、イモグサレセンチュウによる被害が知られているところであります。最近、このイモグサレセンチュウによる被害が増加傾向にあるため、県においては土壌病害虫の根本的な対策技術の確立、流通後の品質低下の発生要因の解明と対策技術の確立に取り組むとともに、健全種子の供給体制を整備することにより良品安定生産を推進し、日本一のニンニク産地の維持拡大を図るため、県産業技術センターにおいて平成28年度新規事業として青森にんにく革新技術実用化事業を実施しているところであり、町といたしましても、県の事業の成果を待ちながら対応してまいりたいと考えております。

次に3点目の、以前ニンニクの種子購入助成事業が町単独で行われていたと聞きますが、その成果と今後の見通しについて、お答え申し上げます。

ニンニク優良種子購入助成事業費補助金は町単独事業で、平成19年度から平成23年度までの5カ年、町内の農家を対象として農協が実施主体となり、優良種子の購入に対して3分の1を補助したものであります。

この助成事業の採択要件は、青森県特別栽培農産物またはエコファーマーの認定を受けた農業者を対象としており、その実績は5年間で延べ13.8ヘクタール分の作付面積、補助金総額は400万円余りとなっております。

今後の見通しについては、先ほどお答えした県の青森にんにく革新技術実用化事業の動向及び農協などの連携の中で協議しながら進めてまいりたいと考えております。

平成19年から23年、5カ年で、ある一定の作付面積を増加することができました。その後、横ばい傾向になりまして、そこで一旦、補助金のほうを5年計画ということで打ち切り、事業を完了したわけでありますけれども、今後また関係団体の皆さん、生産者の皆さん、非常にニンニクの値段がここ数年高値で取引されておりますので、今後また増産していく考えをお持ちであれば、またそういう補助の復活という部分についても考えてまいりたいと思っておりますので、まずはどの程度また増産、生産等を考えているのか、その調査もさせていただいて検討してまいりたいとこのように考えております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。滝田勉君。

○5番（滝田勉君） 答弁、大変ありがとうございました。

まず、米についてですけれども、町では県産米の需要拡大推進本部に活動費を負担して、県また各団体の事業と一緒に取り組んで、例えば販売とかPR活動とかに取り組んでいくということですが、この間、11月に階上町で三戸郡の議員研修会があったときに、県議会議員のお話の中に、特A米の青天の霹靂というのがありますけれども、南部地方向けの米の研究開発が進められているとお聞きしました。私たち南部町の水田地帯は、やませの影響もほとんどなくて、作付に大変最適な地域だと思っております。また、昔は献上米として上質な米がつくられていたということもお聞きしたことがあります。そして、最近ではわざわざその町のほうから、消費者の方々が南部町産の米を買い求めに来ているというお話も聞いております。

そういうこともあって、最近、圃場整備なんかも結構進んできておりまして、作業の効率も大変よくなってきております。現在、小泉地区のほうでも盛んに進められておりますけれども、こういった整備事業などが町全域に浸透していくことを願いたいと思います。そしてまた、県南向けの米が開発されましたら、この地帯にそういうお米を植えてみたいなどそのようにも考えます。

先ほど町長がおっしゃっていましたが、達者米ですけれども、これを何とかブランド化に向けて農家の方々と一緒になって取り組んでいただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ニンニクについてですけれども、さっき作付の面積、生産量を聞いたわけなんですけれども、特に田子町さん、五戸町さんは結構すごい量の作付をしているわけなんですけれども、南部町の場合、大体ざっとやったら6分の1程度ですよね、作付面積が。大分少ないなということがわかりました。

そしてまた、病害虫ですけれども、イモグサレセンチュウ、本当に農家の方々が大変心配して、その対策に追われているというのが現状だと思います。これも県の事業を見ながら対応していくということですので、このセンチュウというのはニンニクに限らず、農業をやっている方なら誰もが知っていますので、そういう農業の大きな問題となっていますので、対策とか情報などがありましたら迅速な対応をお願いしたいと思います。

最後に、前に種子購入助成事業が行われていたということで、先ほど病害虫の対策の中で健全

な種子の購入供給が挙げられていましたけれども、町で過去5年間助成してきたと伺いました。種からの感染で発生した圃場はもう二度と使えないと、作付できなくなると聞いております。このようなことから、健全な種子の購入が必要だと思っております。ニンニクの需要が大変ふえてきて、農家の人たちが作付に大変積極的になっております。答弁で、関係機関と協議しながら進めていますということですので、増産を目指して南部町の元祖福地ホワイトというブランドを維持していくためにも、よい方向に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

町では、農業関連にいろんな事業とかイベントなどを展開しております。きのうも私、南部地区で開催されていましたりんご市に行ってまいりました。駐車場が満杯の状態で、すごい盛況ぶりでした。基幹産業の農業が活気づくると、さまざまな形で相乗効果があらわれてくると思います。農家が元気になって、若手の農業者がどんどんふえて、南部町に住んで農業をやってよかったなと思えるような農業振興策に期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これで滝田勉君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時20分）

平成 2 8 年 1 2 月 6 日（火曜日）

第 7 1 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第71回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年12月6日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

3番 夏堀 嘉一郎

1. 人口減少問題の対策について

11番 夏堀 文孝

1. 高齢運転者による交通事故抑止対策について

16番 川守田 稔

1. 馬淵川の河道掘削の効果について

7番 山田 賢司

1. 庁舎、車両等の維持管理費について

2. 庁舎のあり方に関する住民アンケートについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松本 啓吾 君	2番	久保 利樹 君
3番	夏堀 嘉一郎 君	4番	坂本 典男 君
5番	滝田 勉 君	6番	西野 耕太郎 君
7番	山田 賢司 君	8番	八木田 憲司 君
9番	中舘 文雄 君	10番	工藤 正孝 君
11番	夏堀 文孝 君	12番	沼畑 俊一 君
13番	根市 勲 君	14番	工藤 幸子 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ主幹	栃 木 幸 夫 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学務課長補佐	夏 堀 勝 徳 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第71回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順に順次発言を許します。

3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） おはようございます。

本日もお足元の悪い中、傍聴人の方々が見えております。本当にありがとうございました。

それでは、早速ではございますけれども、通告してあります次の件について質問をさせていただきます。

人口減少問題の対策についてであります。

現在、日本は急速に少子高齢化が進んでいるところではありますが、東京だけは一極集中で人口が増加し、それ以外は全国的に減少傾向にあり、青森県でも市部、郡部にかかわらず、急速に人口が減少し、その対策についてさまざまな施策を実施しているところではありますが、我が南部町の人口減少問題対策の取り組みについて伺いたいします。

当町のこれまでの取り組みと成果についてであります。

1番、達者村の取り組みとその成果についてであります。旧名川町で市町村合併前から取り組んできた達者村事業の中で、都市部からの移住体験を巧みに取り組み、都市住民との農業交流事業として振興されていることは大変喜ばしいことだと思います。その事業の中で、たしか数カ

月間、長期滞在し移住体験した1組のご夫婦がいたと思いますが、その後はどのようなになっているのでしょうか。それらの事業の効果、特に都市部からの移住定住者などが当町の人口増加につながったのか、具体的に現状についてお聞きしたいと思います。

達者村振興計画にも明記してある定住という目的を達成するために、これまでと同様に温かい人たちの交流や自然の恵みを感じながら農業を推し進め、そのかけがえのない農業を通してそれにかかわれる人たちをふやすことができればこれ以上ないうれしさになると思います。当地域によい影響を与え続けてきた事業ですから、いま一度、町全体が一丸となって定住という目的に向かって推し進めていかななくてはいけないと思いますが、どのように考えているか、お聞きします。

2つ目、昨年度、企画財政課に人口減少対策として特別に職名を設けて再任用職員を配置し、人口減少対策に取り組んだ経緯があると認識しておりますが、その具体的な対策内容と実績をお聞きします。

また、今年度は特命職員の配置はないようですが、企画財政課の職員で何か取り組みをしているのでしょうか。それとも今年度は特別な取り組みは実施していないのでしょうか。現在取り組みがあるのであれば、その内容と実績をお聞きします。

今後の対策についてであります。順番が前後しておりますけれども、ご了承願います。

町有地の遊休地を活用した定住の促進についてであります。町有地で遊休地となっている土地に企業誘致を進めるとか、勤労者向けの住宅を確保し定住を促進するなど、理事者側でも検討はしているとは思いますが、若い世代の定住につながる施策は取り組んでいかないのか、取り組んでいるのであれば、具体的な取り組みと効果についてお聞きします。

空き校舎や空き施設などを有効活用するための企業誘致についてであります。近隣の町では、小学校の空き家を有効に活用して野菜などを栽培する企業を誘致し、雇用の場を確保していることが報じられております。今後、当町でも公表されているように少子化が進めば学校統廃合が検討されることが予想されますが、そのときは空き校舎などを有効に活用し、雇用の場確保につながるか、勤労者の定住につながる施策を実施したらどうかと思いますが、町長の考え方をお聞きします。

続きまして、工業団地の拡大についてであります。6月定例議会において同僚議員が質問した、工業団地の拡大に関して町長からの答弁がありましたけれども、その後、そのご答弁の方向性にお変わりはないのでしょうか。

経済産業省が平成20年3月に発表した企業立地に頑張る市町村事例集というものがありますが、その中に岩手県北上市がご紹介されていまして。私たち青森県人の立場からしても、岩手県

の企業誘致の活動は目を見張るものがあると感じていると思います。

その資料の中から北上市の取り組みの内容を抜粋いたします。企業誘致に力を入れるという基本姿勢は代々の市長に受け継がれてきた。みずから率先して企業訪問を行うなど、積極的なトップセールス活動を行っている。立地企業に対しては、担当者の日ごろからの企業訪問のほかに、市長を初めとする幹部職員が年間120～130社を訪問し、立地後の操業状態の把握に努め、従業員の住宅や生活環境に至るまでのあらゆる要望について“御用聞き”を実施。訪問企業から出された要望事項については整理した上で、その対応方策を公表し、市の施策に反映させている。市長は東京に出張すると市内に立地している企業の本社などを訪問し、情報を収集するとともに関係の維持強化も図っている、と明記されていました。

また、その北上市に隣接する金ケ崎町も企業誘致に力を入れているようです。人口約1万6,000人、面積180平方キロメートル、南部町よりも人口が少なく、面積が若干大きい金ケ崎町は岩手中部（金ケ崎）工業団地ほか2つの工業団地があり、2016年現時点で39社の立地があるようです。また、それらの工業団地に勤務されている方々は約5,000人にも上り、地方が抱えている雇用の課題という大きな側面も多分な対策がなされているようです。

自立の町、住みたい町、発展する金ケ崎町というテーマを掲げ、企業誘致に成功し、商工業が基幹産業かと思われがちですが、基幹産業は農業とうたっている金ケ崎町の巧みなこれらの施策を我々南部町もしっかりと比較してみて、もっともっと参考にすることが多大にあるように感じているのは私だけではないと思います。

ここまで北上市と隣接する金ケ崎町のことを説明してきましたけれども、産業都市である八戸市と隣接している我が南部町をそれらと照らし合わせて比較し、当町が金ケ崎町のようになれないか、有益性を探り、考えていました。

先日も地方紙で、八戸北工業団地の分譲受け入れの限界が間近になっていることから、八戸市は企業進出の機会を逃さないように工業団地の開発を急いでいて、現在は次の新しい工業団地の場所の選定を行っているという記事がありました。これは八戸市独自で行っている事業で、近隣自治体は関与する余地がないようなムードでいるようですが、しかしながら喫緊に八戸市は中核市移行へ、近隣町村は連携中枢都市圏として、それぞれの関係自治体が協力しながら企業誘致を推し進めていくことが今後必要になってくると思いますし、9月に開催された中核市移行記念シンポジウムの際にも、連携中枢都市圏の活性化が期待されると説明を受けてきたところでもあります。

その中でも我が南部町は中核市となる八戸市に隣接しているメリットや、陸海空路、新幹線や

高速道路などの利便性を兼ね備えている地理的条件を最大の武器としてアナウンスし、その企業誘致に積極的に取り組まなければならないと考えます。

戦術で企業誘致が成功している岩手県北上市や金ケ崎町を例に挙げて、トップセールスの重要性や誘致戦術について説明してまいりましたけれども、若者や勤労者の雇用の場を確保する目的としては意義のある施策だと私は強く思いますが、いま一度工業団地を拡張し、トップセールスなどをする考えはないのか、お聞きします。

次に、町で唱える基幹産業の農業を推し進めるための後継者育成についてであります。町で唱える基幹産業の農業を推し進めるためには後継者育成が最重要課題と考えますが、少子化が進み、さらには大学進学等で地元を離れ、卒業後も都会に就職する人が多い昨今、いかに地元にとめておくのか、または地元に戻ってくるような施策は重要な問題だと思います。そのためにも一つの施策として地元の雇用の場の確保が大事であると思いますが、町長はどのように考えているのか、お聞きします。

私は、これらの課題にはしっかりとした順序立てた対策が必要であると考えます。まず最初にやらなくてはならないのは、企業誘致などを行い、雇用の場を潤沢に設け、安定した勤労者を確保し、若者を含めた勤労者に安心して定住してもらうこと、それからその定住した勤労者の中から農業分野に興味を持つ町民に対し後継者育成の指導をし、自立したもうかる農業を全町挙げて推し進めていくことができれば、先立って企業誘致で雇用対策した商工業と、それによって新たに生まれた農業というサイドからでも雇用が増加していくことになると思います。

逆説的な側面から見ると、基幹産業の農業を幾ら推し進めたくても、肝心の人がいなければ何も始まりません。ぜひとも前述でご紹介した、当町と同じ農業が基幹産業とうたっている金ケ崎町の施策を重点ポイントと位置づけし、早急に農業後継者の育成のために雇用の場を設けることが必要だと思いますが、お考えをお聞きいたします。

最後になりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略と国がテーマを掲げ、人口減少の歯どめ、東京一極集中の是正の目標達成のために、地方の自治体は全力を尽くしていると思います。無論、当町も同じだと思います。しかしながら、少しひもといて改めて考えてみると、そもそも国全体の人口が減少しているのに、地方の自治体は自力で人口をふやして、それぞれの地域を活性化させるという、その無謀で矛盾した考えを今私たちは本意ではありませんが南部町の未来のために受け入れなくてはいけないわけです。要するに国は全国の各自治体に対し、人のとり合い競争をしかけ、潜在している地方のパワーとかエネルギーを掘り起こし、それを結集させて国を発展させていこうということだと私は解釈しています。南部町の若者の流出や基幹産業の農業を守るた

めにも、その競争に私たちは勝たなくてははいけません。

合併してから当町の人口は約3,000人減少しています。このままのハイペースで人口減少が進んでしまうと、私が生きているうちにこの南部町の消滅場面を見てしまうことになります。この絶望的とも言える厳しい社会の中ですが、南部町を守って存続させて、未来の子供たちへバトンタッチさせていくためにも人口減少対策は是が非でも急務で、オール南部町一丸となってこの競争に勝ち続けていかななくてはならないと私は思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、達者村の取り組みとその成果についてのご質問であります。最初に達者村についての説明を若干させていただきます。この名称は、住民と町を訪れた人が心身ともに達者になれるようにとの親しみを込めてこの名で呼んでいるもので、平成16年10月に達者村開村式を行い、現在に至っているものであります。

この中で、地域の資源を活用して南部町全域で展開されている首都圏等との交流促進事業を行うために、平成18年6月21日に達者村づくり委員会設置要綱を作成しており、町内の各種団体等との連携、協力体制を構築し、町全体の振興につながるよう、達者村づくり委員会、現在19団体を設置しております。組織活動は住民主導で行われておりまして、達者村振興活動、関係機関の協議、実施を担う運営組織により、事業の実現に向けた実施検討や各種調査、協議を行い、進めているところであります。

主な活動実績を紹介させていただきますが、まず達者村記念事業、10周年記念式典を実施しております。また、達者村花壇コンクールの開催、首都圏来訪者に向けたモニターツアーの開催、達者村百景選定等紹介、達者村検定の実施、観光イベントと農業観光イベントの連携企画、国際グリーン・ツーリズム事業の推進、また関連活動では果物狩りでの町内児童の無料招待、達者村特産品の認証、平成27年度は農業体験修学旅行受け入れ、これは三八全体で1,744人となっております。うち南部町は1,318人となっております。

先ほど、以前、夏3カ月間、冬1カ月間滞在した谷中藤雄夫妻でございますけれども、その後も当町には2泊3日程度でありますけれども、何度も訪れております。また、当町で首都圏で開催しております栄区民まつりの参加、またはふるさと南部会、こういう席にも出席をいただいて、

またいろいろな、ふだん手紙もいただいております。南部町に対するいろいろな助言なり提案なりさせていただいているところがございます、現在も交流をつなげているところがございます。

いずれにしても、中期滞在、なかなか今までは来てもらっても住むところがない。この谷中さんは実はどこに滞在したかという、法光寺、チェリリン村のいわゆるケビンハウスに宿泊をいたしました。なかなか山間部で不便なところであるわけですが、本人たちはそこがいいということで滞在しましたが、やはり滞在する宿泊施設、これがしっかり完備されていないとなかなか町のほうも来てくださいと、なかなかPRできないわけでございます、現在進めている旧名川病院の医師住宅、現在改修中でございます。これをお試しの宿泊施設として今後PRして誘致を図っていくということで今年度改修を進めているところがございますので、また完成しましたらそういうモニターツアーなりを開催して、一人でも多くの方々にまた滞在していただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

次に、昨年度、特別に職名を設けて取り組んだその内容と成果についてお答え申し上げます。

国では平成26年11月に、急速に進む人口減少の克服と地方の創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、まち・ひと・しごと創生法を公布いたしました。これは昨日の質問等でも同じような説明をしておりますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてはここでは割愛させていただき、今年度は特別職名を置いていないのかということの質問でもあると思います。

昨年度、特別職名で配置したのは、いわゆるこのまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しなければならない年でございます。そのことによって集中してその総合戦略策定の中心的業務に従事していただいたものであり、昨年度、特別に職名を設けて行っております。現在はその計画が策定されておりますので、あとはその策定に沿って具体的にどういうふうに事業を展開していくかということになるわけでございますので、今年度は特別職名は設けてございません。

個別の成果でございますけれども、これから検証を進めていくところでありますが、平成31年の目標値に向けて設定している平成26年度基準値の重要業績評価指標は、平成27年末において、新規就農者数が39人から50人へ、担い手への農地利用集積率が38.7%から40.1%へ、新規開業事務所数が14事務所から25事務所へ、放課後学童保育利用者数が175人から182人へ、通年農業観光の来訪者数が6万7,732人から7万1,358人へ、また特定健診受診率が45.2%から46.0%へ、自主防災組織の設置数が36団体から42団体へ、地域づくり計画策定町内会数が0団体から3団体へなどと、目標達成に向けて伸びており、一定の成果は出ているものと認識しております。

しかしながら、人口減少に歯どめをかけるには、とても複雑であり、難しい問題であり、また短期的に結果の出るものではございません。今後ともご協力をいただきながら、施策の効果検証を行い、必要に応じて見直し、実効性のある人口減少抑制対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、今後の対策についてのなかの４点でございますが、まず、文書でご質問をいただいていた順に答弁を申し上げます。

まず、工業団地の拡大についてのご質問であります。この工業団地の質問につきましては、第68回の６月定例会におきまして、坂本典男議員からも工業団地造成の計画についてのご質問がございました。就労場所の確保は人口減少の歯どめに必要であると思っております。しかし、現在は福地地区工業団地計画を最後に全て完了しているとお答え申し上げたところであります。その際の説明で、工業団地造成計画には申込者がなかった場合のリスクも伴いますので、誘致企業関係者や県の情報にも注視しながら、地主の方々など周りの意見も頂戴し、慎重に検討を進めなければならないとお答えさせていただきました。誘致企業の希望や環境問題など、時間をかけてやるべき問題と考えてございます。

現在、福地第二工業団地、全て完売いたしました。しかし、最後の３区画につきましては、数年販売することができない状況でございまして、途中で販売条件を緩和してございます。土地のほうも安価にして買いやすい条件にして行ったところ、太陽光も含めながら、他の事業者の方も数年かけてやっと完売できた状態でございます。

そしてまた、現在、八戸市において北工業団地、まだ数カ所残っておりますが、こちらも大変苦慮して、途中で区画を小さくして販売したところ、現在は以前より買いやすいということで販売が進んでおります。ただ、まだ残っている土地がありますが、八戸市は現在別の工業団地を整備するという計画があるようでございます。

非常に、我々の地域、先ほど金ヶ崎町の例もお話をいただきましたが、金ヶ崎の場合、非常に自動車関係の企業が多い。これは１つの自動車関係が来ると、別な部品等を取り扱う業者が同じところにあったほうが非常に効率的でいいということで、非常にメリットが出ているようでございます。非常に工業団地、企業誘致の場合、言うは易しなんですが、非常に誘致が難しいという問題があります。ですから、必ずリスクも伴う。企業誘致を進める上においては、その前に整備をしなければならないという予算がかかります。間違いなくそれぞれの企業が当町に来てくれるという確信があれば、これは町の予算を計上しても私はやっていいなと思っておりますが、来るかどうか現状はわからない、ふたをあけてみなければわからないという状況になりますと、非常

にリスクが伴うという面もございます。

ですから、私は常々申し上げているのは、八戸市とは非常に時間的、距離的に近い、隣接している当町でございます。当町の企業誘致だけ考えるのではなく、私は八戸市と一緒に頑張って企業誘致を我々南部町に限らず三戸郡下、私は一緒に進めるべきでないかなと。そして、雇用については非常に通勤しやすい場所でありますので、しっかりと郡部のほうからも雇用していただくと。こういうことを今進めようしております中枢都市圏、こういう中でしっかりと議論して、一緒になって進めたほうがいいのではないかと考えております。

そして、一つは企業の方々から今耳にするのは、これは地元の企業以外の方々でもありますがけれども、非常に人材の確保が難しいという話を聞いております。なかなか人材が確保されないと。こういうことも挙げられますので、慎重に進めてまいりたいと思っております。

次に、町有地の遊休地を活用した定住の促進についてでございますが、今年度実施している相内・福田・剣吉地区の町有地の遊休地を活用した定住促進対策についてご説明いたします。

相内地区には、旧相内小学校プール跡地の面積658平方メートル、198坪の土地があります。ここは用地調査作業が終わりますと、1区画約98坪を2区画にて宅地分譲をする予定でおります。

福田地区におきましては、旧福田児童館跡地の面積731平方メートル、約220坪の土地があります。こちらについては、1区画約110坪を2区画にて宅地分譲をする予定でおります。

また、剣吉地区については、旧剣吉中学校跡地の面積1万8,507平方メートル、約5,600坪の土地があります。現在、宅地分譲のための測量・設計業務を実施しておりますが、計画では約70坪から100坪程度の土地を44区画を分譲する計画でございます。これに伴いまして、来年度からは造成工事及び区画整理の工事を実施する予定でおります。

次に、空き校舎や空き施設などを有効活用するための企業誘致についてのご質問にお答え申し上げます。

今現在、旧校舎などの建物は危険物としてほとんど解体されておりますが、南部地区では旧相内小学校校舎がございます。やはり古い建物でありますので、耐震構造上の問題や消防法上の問題などで有効活用するにはさまざまな手続が必要になると考えております。なお、ここにつきましては、以前、議会でも答弁したことがございますが、一時、企業誘致のお話ございました。私どもも企業誘致であれば場所を提供してもいいという考えで話を進めていたわけですが、その後の話は進展していない状況でございます。

次に、福地地区には、旧福田小学校を活用して昭和61年9月から縫製工場が操業を開始しております。また、旧小松沢団地内にある集会施設跡と麦沢地区には旧集会所跡があります。これら

は企業からのお話があれば対象と考えられますが、旧相内小学校施設は現在、発掘調査からの出土資料の保存庫として活用しておりますので、その保存先を準備してからの状況判断をしなければならない状況となっております。また、旧小松沢団地集会所跡につきましては、役場の書類保存庫で利用しておりますし、旧麦沢集会所跡は途中で急カーブや幅員狭小箇所があるため、企業利用は困難であると考え、建物つきで売却処分を進めているところであります。

また、議員から先ほど将来学校統合等が進んでいく状況になる可能性がある、そういう中でその際には学校跡地等々、企業誘致を考えたらどうかというご提案がありました。今、教育委員会でも将来の学校のあり方について検討、協議を進めているところでありまして、今後どのような方向になっていくのか。学童、児童、生徒の人口が減っておりますので、統廃合の話は議論は当然していかなければならない時期が来ると思っております。その際においては、当然議員からもご提案ありました、そういう跡地が出た場合には企業誘致としての適所としても考えていきたいと思っております。

次に、町で唱える基幹産業の農業を推し進めるための後継者育成についてのご質問にお答え申し上げます。

町では、平成26年度から数回にわたり若年農業後継者の方を対象に意見交換会を実施し、平成27年8月に40歳代までの若手農業後継者で構成された南部農夢（なんぶのゆめ）を設立しております。現在の会員数は30名で、農業経営や栽培技術、流通に関する研修会を開催しているほか、会員間での情報交換などを通じて農業振興に取り組んでおります。町としましては、研修会や視察に関する情報提供のほか、会の活動を強く支援し、後継者育成を図ってまいりたいと考えております。

なお、この南部農夢の方々との意見交換会で、やはり海外の状況も自分たちも勉強したいという要望もありまして、ことし1月に南部農夢の方々を対象として、また一般の募集もかけまして、台湾に視察に行ってきたところでございます。当然、当町からも行っているリンゴを初め、その際に1カ所の小さな専門店を視察させていただきまして、その後帰ってきてから当町の加工品何点かそちらに送らせていただきまして、1点菊うどんについてはそのときの交渉が実り、現在、当町の菊うどんを輸出しているところでございます。

また、青年就農者の就農意欲を喚起し、就農後の定着を図るため、経営の不安定な初期段階の青年就農者に対し、経営の安定を目的として、国の事業である青年就農給付金事業と町単独事業である新規就農者支援事業を実施しております。

国の青年就農給付金事業につきましては、平成24年度に国の事業制度が始まったときと同時に

取り組み、現在までに個人10人と夫婦3組の計16人の方が新規就農者となっております。町の新規就農者支援事業につきましては、国の事業展開に先立ち、平成19年度から独自に実施しており、現在までに41人の方が新規就農者となっております。

平成19年度から現在までの新規就農者の累計人口であります。町の事業から国の事業に移行した方もおりますので、その重複分を除きますと、現在までの新規就農者の実人数は50人となっております。なお、両事業とも数年間は就農後の就農状況報告を義務づけており、報告の状況に応じて営農に関する助言や研修会開催の情報提供などを行っております。

いずれにしても、若い就農する方々が少しでもふえるように、国と町独自の事業を進めてまいりました。最近、Iターン、Uターン、主にUターンの方であります。農業を継いでいる若い人たちもふえてきております。しかし、全体的に見ますとまだまだ安心できる増加ではありませんので、今後も町独自の事業展開をしながら、また県・国事業においても有効に活用できるように情報提供しながら、基幹産業である農業にまた力を入れながら取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど議員から、オール南部町としてという言葉もありました。まさに議員の皆さんとも、私、行政側とも、また住民の皆さんと一体となって一緒に協力し合って、それこそオール南部町で取り組んでいくということが非常に大事だと思っておりますので、今後ともひとつよろしくご協力をお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 北上市の取り組みの内容の中に、ご用聞きというものがあるんですが、立地後の操業状態の把握に努め、そういうふうな従業員の住宅や生活環境という要望を聞いていると。そういうふうな、企業に行って情報を収集するといったようなことを現在南部町ではやられているのか、そういう質問でございますけれども、というのは、福地時代には誘致企業の促進協議会というものがありまして、企業の社長さんたちの講演をやったり、青森県の県民局からも職員が来ていろいろな交流を深めて、ほかの企業の企業誘致の情報だったり、企業との関係を深めていったということが過去にあったものですから、こういったことがあるのかどうかという質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 質問にお答え申し上げます。

現在も担当職員のほうで企業の訪問を続けてございます。そして、情報が入りましたら、南部町に来てもいいような話がある場合には、その会社に出向きまして、どんな会社かを調べたりとか、どのような規模になるか、そのようなことも聞いております。

当町にも企業がいっぱい入っておりますので、そういう方たちに、南部町に来ていただくための条件ではどんなものが要望として出るか、そういう意見についても聞き取りをしております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 恐らく夏堀議員さん、以前、企業誘致の方々との情報交換会といいますが、そのことをお話しされたんだと思います。合併当初、私も数回は出席したことがございました。ただ、何年後だったかちょっと記憶がないんですが、現在は私出ていませんので、恐らく現在はやっていないと思っております。非常にいい情報交換でした。年に1回ですので、企業の方々からのいろんな要望、そういうのもその場で聞いて実現したこともありました。ここはまた少し確認をして検討させていただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 質問いたします。

先ほど町長からも八戸市と近隣自治体と一緒にやって企業誘致を進めていくということに関して私は賛成しているんですが、しかしながら、誘致が決まりましたということで企業がどこの地域に行こうかといったときに、南部町のほうで土地も何も用意していないということになれば、五戸だったり、近隣の自治体となれば階上に行ったりと、いろいろな面でおくれが出てくると思うんです。なので、私は整備はしなくてもいいと思っているんですが、土地を確保するとか、ここら辺に建てる計画があるというところまではある程度しておかないと、幾ら誘致企業、誘致企業ということで活動したとしても、おくれが出てしまうようなことになると思います。

また、最後のほうですけれども、10年たつて3,000人人口が減っているということで、1年に換算しますと300人、1日に約1人ぐらいがこの町から姿を消しているということになります。私は

そういう現状を踏まえて、いち早く打開策と申しますか、企業を誘致して、人をふやしていくことができれば南部町がなくなってしまうのではないかという危機感を持っているわけです。ですので、即効性のある打開策といったところに関しまして、町長の意見を聞きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 企業誘致について、八戸市とのまた協力も必要であると私も答弁しました。その部分は夏堀議員さんもそこを進めていきながら、当町に全くないとなるとやはり他に行ってしまうというご指摘でございましたので、そこは議員おっしゃるとおりだと思います、私も思っております。ただ、その中で先ほども申し上げましたが、団地として整備していくとリスクも伴いますのでという答弁をさせていただきましたが、しっかりと整備をしなくても、いわゆる遊休地の有効活用ですか、そういう部分においては企業が来られる面積、他の町の町有地ありますので、そしてまた先ほど相内小学校、一時企業誘致の話があったときには、私も企業誘致であればそこは提供してもいいなという考えでございましたので、そういう部分においては決して消極的だということではなくて、両面から少し考えを持ちながら進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

続きまして、11番、夏堀文孝君の質問を許します。

（11番 夏堀文孝君 登壇）

○11番（夏堀文孝君） おはようございます。

早速でございますけれども、今定例会におきまして通告いたしておりました、高齢運転者による交通事故抑止に対する町の対策について質問いたします。

毎日のようにテレビ、新聞などで報道されておりますけれども、高齢者の交通事故が大変大きく取り上げられております。先日も高齢者の運転する軽トラックが帰宅途中の小学生の列に突っ込みまして幼児が死亡した、また83歳の女性がアクセルとブレーキを踏み間違っって若い男女が犠牲になったと、そういった痛ましい事例も起きております。また、高速道路の逆走などにおいても、ほとんどが高齢者ということでありまして、交通事故自体は年々減少しておりますけれども、

2 件に 1 件は高齢者であると、ふえているというデータがございます。

そこで、我が南部町におきましても高齢化率が30%を超えて、超高齢化社会となってきました。そういった中で年々増加していくと予想されております高齢者の運転者に対して、交通事故抑止の対策は必要不可欠と考えてございます。

そこで 1 点目の質問でございますけれども、南部町において高齢運転者の割合はどれくらいあるか、町でどの程度把握しているか、1 点目をお尋ねします。

そして 2 点目として、高齢者運転者に対しての事故抑止に対する指導等、そういった施策は現在行っているのか。

また、3 点目として、免許返納者に対しての優遇措置は考えていないか。

以上、3 点を質問いたします。答弁をお願いします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀文孝議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1 点目の南部町における高齢運転者の実態はどのくらいの割合であるかというご質問でございますが、当町の運転免許保有者数は、平成28年10月末現在で 1 万2,589 名の方が運転免許を保有しております。そのうち65歳から69歳の方が1,508 名、70歳から74歳の方が873 名、75歳以上の方が1,052 名、運転免許を保有しております。65歳以上の高齢者の方の免許保有者数は3,433 名で、全体の27.3%となっております。

次に、2 点目の高齢運転者に対して町の事故抑止対策についてのご質問ですが、全国的に高齢者人口の急速な増加に伴い、高齢者による交通事故がふえ続けております。このような状況の中で、安全で安心な住みよいまちづくりを実現していくためにも、高齢者の交通事故防止を図っていくことが大変重要であると考えております。また、認知症の方は特に身体機能や認知機能が低下しており、このような状態で運転をすると事故を起こす可能性が高くなります。

そのため、町では南部町交通安全協会や三戸警察署、交通安全母の会などの関係団体と連携をとりながら、警察署員を講師に招いて高齢者交通安全教室や研修会を開催しております。また、町内会や老人クラブ、ほのぼの会の総会や集会等の際にも、最寄りの駐在所から職員を招いて交通安全対策のための講話や指導を受けております。

そして、このような活動が実り、福地地区におかれましては、交通量の多い国道や広域農道を

有する地区にもかかわらず、平成18年10月27日から10年以上の期間、交通死亡事故がなく、現在も記録を更新中で、交通死亡事故4,000日を目指して頑張っておられます。

次に3点目の、町では高齢運転の免許返納者に対しての優遇措置を考えているかのご質問ですが、現在、警察署では運転に自信がなくなった高齢者の方や病気などの理由で運転が心配な方へ免許証の返納を勧めております。また、年齢が70歳以上の方の免許更新時には、運転適性検査などの高齢者講習かシニア運転者講習の受講が義務づけられており、75歳以上の方の免許更新時には認知機能の判断も含んだ検査を行っております。

運転免許自主返納につきましては、高齢者を交通事故の加害者にも被害者にもさせないために必要なことと認識しておりますが、地方ではまだまだ生活のための交通手段として車の運転は欠かせない状況にあります。

町の免許証自主返納者数につきましては、平成25年は3名、平成26年は10名、平成27年は17名、平成28年10月末現在で20名と、年々ふえてはきております。

現在、運転免許証を自主返納する場合、警察署から運転経歴証明書の交付を受けて、県内の運転免許自主返納者支援協賛店を利用する場合に、証明書を提示するとサービスが受けられます。

今後、高齢者の方の免許証の自主返納を促進していくためにも、議員ご指摘の町からの優遇措置についてでございますが、現在、町で運行している里バス、多目的バスについて無料乗車できるように検討してまいりたいと思っておりますし、また、そのほかにも現在それぞれの町村でも返納者が年々増加してきているということで、それぞれの支援を行っているようでございます。このほかにも町としてできる部分については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 答弁ありがとうございました。

まず、議員の皆さんも理事者の皆さんも運転していて、例えば南部町に来て前をとろとろ走っている車とか、ウインカーをつけずにとまったり右左折をしたり、ぱっと見るとやはり高齢者の方々がすごく多いなど、危ないなという場面が結構ございます。

まず、町でも安全協会、また母の会、警察署等、さまざまな講習、研修をやっているということで、その取り組みはしっかり継続していただきたいなと思います。

それから、これは例えですけれども、群馬県の前橋市では自主返納の制度を条例でつくりまし

て、自主返納する際に係る手数料を例えば補助したりとか、公共交通、タクシーの初乗り料金分を補助したりとか、あと温泉とかの利用も半額にしたりとか、こういった取り組みをしている。そういった中ですごく自主返納が進んでいるということが例にありました。

当町でも、先ほど私が言いたいのは、里バス、多目的バスで、自主返納された方に無料でという話をしたいと思っておりましたけれども、町長から先にそういう申し出、提案がありましたので、本当にその辺はよろしく願いしたい。しいて言えば、そこに例えばバーデとかチェリウスのお風呂の券を半額にするとか、商店街などで買い物したときに、議員さんに商工会長がいっしゃいますので、商工会の皆さんからも少し協力していただいて割引をしていただくとか、そういった部分、また今、商工会で宅配サービスもやってございますので、そういった部分でも優遇措置があれば自主返納率がもっともっと高まるのではないかと思います。

新聞にもございましたけれども、高齢者の方々に限らず、車を使うというのは買い物であったり通院であったり、そういうものがほとんどでございますので、その部分をカバーできれば免許を使わなくてもいいんだというお年寄りもふえてくると思います。当町においても高齢者率30%をとうに超えておりますので、まだまだ高齢者の運転者、現在は福地地区10年間死亡事故がないと先ほど答弁ありましたけれども、死亡事故でない事故、けが、物損事故、これは確実にふえてございます。そういった部分でもまず取り組みは必要だと思っております。

そういった部分で答弁あれば答弁をお受けして、質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私もさまざまな町内会さんの総会等々ご案内いただいて出席するんですが、非常に警察、駐在所の職員さん呼んで勉強会、研修会をしている町内会さんが非常に多いなと思っております。これは交通事故関係含めながら、オレオレ詐欺とか、そういう注意喚起等々で非常に多いなと思っておりました。そういう部分はまたそれぞれの町内会さんたちも本当に熱心に取り組んでおりますので、団体の方々もそういう活動を積極的にまた進めていただけるようお願いをしながら、先ほどありました自主返納者につきましては、早急には多目的バス、里バスについてはすぐ対応できると思っておりますので、4月新年度からでも対応できるように準備させたいと思っておりますし、また、そのほかの前橋市の例も今お聞きしました。そのような部分で例えばバーデの利用券とかございましたので、そんなに極端にお金が多額になるということではないと思いますので、少し前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） これで夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

16番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田 稔君） おはようございます。

私は、馬淵川の河道掘削の効果について質問いたしたいと思います。

洪水対策として行った河道掘削の効果は、具体的にどのような効果があったのでしょうか。具体的な数値としてご説明いただきたいと思います。排水量、河川全体の蓄水量の増加分、流水速度の変化等々、ほかにもデータをお持ちでしたら、あわせてご説明いただきたいと思います。

2点目として、今後、河床掘削のご予定はおありでしょうか。町長のお話では、堤防のかさ上げという話がございました。大変よろしいことではありますが、あわせて河床掘削の件、どのようにお考えかを含めてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の馬淵川の河道掘削の効果であります。ご存じのとおり、馬淵川中流部の河川整備として、平成24年度から床上浸水対策特別緊急事業として河道掘削等を実施しており、今年度に工事が完了する予定となっております。

これまでは、10年に1度発生する洪水に対応することを目標に整備を進めていましたが、平成16年、平成23年、平成25年と発生した洪水時において櫛引地点での流量が最大で毎秒1,600トン

観測したことから、この床上浸水対策特別緊急事業を実施するに当たり、20年に1度発生する洪水に対応できるよう引き上げるものであり、事業効果としましては櫛引地点において毎秒1,750トンまで通過流量が上がることから、これまでに発生した同規模に相当する洪水には水位を現状の堤防高以下に下げ、浸水被害を防止できるようになるものであります。ことし8月下旬に連続して発生した台風9号、10号の際に大きな被害がなかったことから、降雨量の関係もありますので一概には言えませんが、総体的に事業効果があらわれているものと考えております。

通常、事業効果は水位低下量によりあらわしており、ご質問の排出量の増加分、河川全体の蓄水量の増加分、流水速度の変化値等は効果の指標とはしていないと三八地域県民局地域整備部河川砂防施設課から伺っております。

また、計画高水位から上の堤防余裕高が不足している区間については、今年度から工事着手する馬淵川広域河川改修事業により整備されることとなっています。

馬淵川の連続堤による抜本的河川改修については、現在、国直轄で管理している櫛引橋下流を早期に整備を完了していただき、引き続き櫛引橋上流について国直轄で整備していただきたいと考えております。これについては、三村知事にも賛同していただいております、私が会長を務めます、馬淵川とともに生きる期成同盟会と、青森県で連携して国土交通省及び関係国会議員へ「国による馬淵川中下流一体管理の実現」について要望してございます。

先日、11月21日に国土交通省東北地方整備局の川瀧局長が来県した際に、馬淵川の現況確認のため、八戸市昼場地区、南部町苫米地地区、南部町相内地区の3地区を現地視察していただき、三村知事と私と三戸町副町長で状況を説明いたしました。今後とも引き続き、馬淵川の河川整備については国土交通省等関係機関へ要望してまいりたいと考えております。

次に、河床掘削の予定の有無についてお答え申し上げます。

最初に申し上げました床上浸水対策特別緊急事業は、今年度で終了いたします。今後の予定について、三八地域県民局地域整備部河川砂防施設課に確認したところ、土砂の堆積状況を見ながら、治水上の必要性、緊急性等を勘案して対応していきますと回答をいただいております。

今後、町としても堆積状況を確認していき、必要な場合は県への情報提供や要望を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。川守田稔君。

○16番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございます。

堤防のかさ上げに関しては、どこからどの地区とか、具体的に計画には上がっているのでしょうか。その状況をお知らせください。

それから、馬淵川河川整備計画というのがあります。つまりは県が管理していくのか国が管理していくのかということよりも、河川整備基本方針にのっとって河川整備計画というのがつけられて工事へ進んでいくという手順があると思います。問題なのは、河川整備計画は20年から30年に1度見直しをしましょうという建前のようなのですが、それは差しおいて、結局は河川整備計画を変更していただくというプロセスが必要になるんだと思うんですね。前にも申しましたように、基準点である櫛引橋をもうちょっと何キロか上流に設定し直していただくとか、そういったことになると思うんですが、いろいろ調べてみるんですが、この河川整備計画というのはどういうプロセスで決定されていくのか、私にはわかりません。ご存じでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 最初に、堤防のかさ上げの地区という質問ですけれども、床上浸水対策特別緊急事業が今年度で実施が完了することにおいて、その後新たに広域河川改修事業というのが実施されるということで、馬淵川でこれについては南部町の3地区、大向地区、門前地区、駅前地区の3地区が堤防高のかさ上げを行う予定となっており、28年度は大向地区の堤防工事を実施し、門前及び駅前地区は測量設計を現在進めて、それらができれば地元説明会を開く予定となっております。

次に、河川整備計画でございますけれども、国のほうでは大きく直轄の部分及び県で管理します残りの県境までの部分、それらを全体的に考えての整備計画を策定するわけですが、それらについて大きくやりますけれども、今言ったとおりそれぞれの時点において災害等があれば新たに事業をつけ加えてもらうとか、そういう事業を実施していただくようなことをしておりますし、また、これらの整備計画は学識者懇談会等において十分諮られて、その都度見直し等が行われますので、そういう工学的な自然の専門、沿線の市町村長等々がそれらのメンバーとなってそれらの事業の見直しを図って、また国にそれらをもとに変更していただいて新たな事業等を行っていただくというような見直しが進められてきております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田 稔君） かさ上げ3カ所、これが完成すれば正孝議員の家も浸水しなくて済むのかなと思いますが、早く完成を願うだけであります。

しかしながら、結局は床上浸水というのは大変なことですから大事なんですけれども、結局この点、重点的にかさ上げた結果はどうなるかということ、田んぼとか畑とかが浸水するわけじゃないですか。しますよね。河川全体を見上げるような堤防を築くようなことは計画にはのっていないということですよね。そうすると、私が言いたいのは、台風来た、大雨降ったとなると、朝早くから田んぼを持っている方とか畑を持っている方が橋から心配そうに見ていると。ああいった産業に対する災害というのを防ぐことを考えないと、馬淵川の河川改修というのは終わったことにはならないと私は思うんです。そういう意味でもって、床上、床上ということだけ考えないでください。農地のこともちゃんと考えてください。災害というのは確実にその地域地域の経済的な力をそいでいくじゃないですか。そういうことを考えると、床上浸水を防ぐのも大事ですけども、農地の冠水とかそういったことを同じ比重で考えていくというのは非常に大事なことで、思って質問したわけです。

河川整備計画、どのように決まるのでしょうか。確かに、議事録とか読んだことありますか。読まれたことありますか。何遍か読んだんですが、余り長いので嫌になっちゃって、全部は読んだことないんですけれども、どういう印象を持ったかといいますと、有識者会議の議事録ですよ。それは、どなたかが、どこかの部署がこしらえた、多分、国交省か何かその部署のあれがこしらえたんでしょう。それが資料として有識者に渡されて、それを目を通して何かご意見がある人が何かしら意見を述べると。そういう形の有識者会議ですよ、読んでみると。私が言っているのは、その有識者会議に示される資料として、大体8割、9割方決まったこととして示される計画というのはどのような力が働いて、どのような思惑が働いて、誰が具体的に、どなたが作成するんでしょうか。その作成時点で、県であれ市町村であれ、希望、意見の取り込みのようなことというのはいつの時点でしているんでしょうか。少なくとも町に対しては何か事後承諾のようなもので示されているような印象があって仕方がないんですね。ですから、そのところに切り込むというスキルといいますか、そういったこともまじめに考えないと、いつまでたっても40年も50年も前と同じような前提でもって河川整備の方針をされてしまう。そういったことを繰り返されるんじゃないのかなと、そういう思いがあります。

ですから、具体的なかさ上げの陳情もよろしいのですけれども、陳情以前にそういったところ

に町も議会も目を向けて物を考える必要があるのではないかと思います。どうお考えになりますか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 馬淵川の床上浸水対策事業については、これは何度も説明してきております。まずは床上対策事業をやるということで進めてきたわけでありまして、それと同時に床上対策緊急特別事業は、この事業は今、今年度で終わるけれども、新たに河川整備計画によって新たな堤防のかさ上げが出てきているわけです。まだ終わっているのではないんです。それを我々も真剣に考えております。まじめに考えてほしいと言っていますが、まじめに考えているつもりでございます。

それとあわせて、農地についても我々も要望してきております。ただ、なかなか一緒にというのは難しい。まずは床下、床上浸水をなくするんだと。この事業をまず完了して、そして次の段階に入っていくということで進めているのがこの事業でございますことをご理解いただきたいと思います。

それから、計画でございますけれども、国の区間は県が作成します。県の区間は県が作成します。作成して学識懇談会に諮り、それぞれの意見が出ます。私も委員になっております。ですから、そこで出たものをまた毎年これは学識懇談会を開催して、その都度変更もしていくというふうになってございます。まずは我々町でつくるときもそうですけれども、風呂敷を最初から広げ過ぎてしまうと、これはまとまるものもまとまらない。これはどこでもそこで担当する部署がまずは計画素案をつくって、それに対して協議するということは普通の当然なあり方であると思っております。そこでいろんな意見を出しながら、より効果が出るように進めていくということが基本になっていくと思っておりますので、今後とも国一括で我々はお願いしたいというのは予算規模が県とは全く違うわけですので、ここは県管理である馬淵川については議員の皆さんと一緒に国からの予算をしっかりと確保していくために我々も要望することによって一年でも二年でも早く完成にこぎつけるということが基本であると思っておりますので、今後ともひとつご協力よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） これで川守田稔君の質問を終わります。

続きまして、7番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

(7 番 山田賢司君 登壇)

○ 7 番 (山田賢司君) どうもお疲れさまでございます。

12月議会の一般質問の最後になりました。お疲れと思いますが、もしかすれば町長の答弁でお昼ちょっと過ぎるかもしれませんが、ご質問におつき合ください。

今、国の内外において注目されていることは、次期アメリカ大統領に選ばれたトランプ氏の言動ではないでしょうか。就任前に T P P からの撤退を表明しました。これからの日本経済に不透明さを増したように思います。政府の成長戦略がどのようになるのか、いまだに回復が見られない地方経済、総合戦略はどのようになるのか、年末に来て不安が募ります。

南部町の経済状況を考えると、基幹産業の農業分野では夏の台風被害がありましたが、大きな影響もなく、価格も高値傾向により、生産者の方々も一安心ではないでしょうか。商工業分野では人口減少、高齢化の波により購買力の減少、大型店との競合、人手不足による人件費の増加が先行きに影を投げかけています。

その中で、11月に行われました鍋自慢のイベントは多くの方々にご来場いただき、鍋条例の周知、南部町の大きな P R になったのではないのでしょうか。町民の心を明るくしたのではないのでしょうか。町長のアイデアには本当に頭が下がります。これから先も町民が笑顔になれるよう、施策を続けてほしいと思います。

そのためには財源を確保しなければなりません。町の自主財源は減少する。今後どのようにしていくのか。当町の景気回復の兆しが見えない中で、財政政策の転換は難しいと思います。幸いにして、当町の財政基盤は合併効果と町長の政治手腕によりまだまだ安定していると考えます。しかしながら、将来世代の不安を少なくするためにも、行財政の改革や見直しはやらなければなりません。今議会で私はそのことに関して次の質問をさせていただきます。

現在、庁舎、公用車の維持管理費はどの程度使われているのでしょうか。人口減少の中で固定経費の削減は必要だと考えますが、どのように考えておられますか。

庁舎の統合を私も前にこの場で質問させていただきました。事務の効率を高める観点から質問いたしましたが、今回は財政の面からお聞きしたいと思います。庁舎の統合により、かかる経費は削減されると私は考えていますが、経費は削減されますか。されるのであれば、どの程度になるのでしょうか、お聞きします。

2つ目の質問ですが、庁舎についての住民アンケートについてであります。町長も財政面、ほかにさまざまなことを考え、住民アンケートを実施したと思います。今般、アンケートの結果が

出ました。さきの議員全員協議会では、町長は来年の1月までに考えをまとめると言われました。私はそのことに異論を唱えるものではありませんが、この結果について町長がどのような感想をお持ちか、お聞きしたいと思います。

感想を聞くということは、結論を聞くということになるかもしれませんが、重大な決断をされるわけですから時間が必要だと思います。町長が出した結論に対して、今度は私たち議員一人一人が考えて行動していかなければならないと考えます。重大でデリケートな質問をさせていただきます。話せる範囲で構いませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の庁舎、車両等の維持管理費についてのご質問でございますが、現在、どの程度の費用がかかっているのかという件でございますが、昨年度の実績で、本庁舎、健康センター、中央公民館、南部分庁舎の4カ所に係る庁舎維持管理費及び光熱水費等の経費でございますが、約5,900万円、公用車の普通車両58台の燃料費及び維持管理費は約1,400万円であります。

次に、人口減少する中で経費の削減は必要と考えるが、どのように考えているのかのご質問でございますが、私も議員と同じ考えでございます。人も予算も今後減少していきます。そういう中で、医療・介護・福祉関連経費については増額が見込まれる中、今やらなければならない事業や継続して行わなければならない事業に対し予算を配分できるよう、現状の課題を検証しながら経費の削減に取り組んでいく考えであります。

次に、仮に庁舎を統合した場合にはどの程度の経費が削減されるのかというご質問でございますが、統合庁舎とあわせて今ある庁舎等に窓口機能を残して運営した場合、庁舎の維持管理費の推計は、現行の分庁舎方式と比較して年間約900万円の削減ができるという試算を出しております。

次に、公用車につきましては、庁舎が分散していることにより、職員が決裁や会議のほか、複数の課にまたがる業務の横断的な事務調整などを理由として、他の庁舎に出向かなければならない移動に係る燃料費を年間約100万円削減できるという試算であり、集約された各車両の稼働状況を見ながら効率的な運用を行うことで、車両台数の削減も見込めるものと考えております。

また、庁舎と庁舎を移動する時間を人件費に換算した場合、年間約1,300万円に相当する試算と

なりますので、庁舎を統合した場合にはその分も削減されるものであります。

仮に庁舎を統合した場合、合併特例債の活用により実質3割程度の負担で庁舎を建設できますので、建設費用を大幅に軽減できる分を必要な町の別の事業に充てることができるという意味では、これもまた経費の削減につながるものと思っております。

これらのことにつきましては、あくまでも経費を比較するための試算結果でありますので、財政負担のほかに住民サービス及び業務効率の面についても慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、庁舎のあり方について住民アンケートを実施しましたが、その結果についてのご質問であります。平成28年10月24日の全員協議会で報告させていただきましたとおり、庁舎を統合するのが望ましい、または、どちらかと言えば庁舎を統合と回答した方が41%、分庁舎方式が望ましい、どちらかと言えば分庁舎方式と回答した方が39%と拮抗した結果となっております。ある程度、大体半数半数ぐらいの結果が出るのかなという部分では考えてはおりましたが、まさに拮抗した形で行っていました。それぞれ、このアンケート、全世帯に調査をお願いし、7割ぐらいだったと思います、非常に多い回答をいただきました。

その中において、数%であります。やはり統合したほうが望ましいという方々が少し多いという部分と、合併特例債という期限がある、そういうもろもろのことを考えたときに、やるべきときにはやらなければならない、私はそう思っております。その時期がやはり今回の合併特例債期間内かなと考えております。ただ、財政負担、住民サービス、こういう部分をどういうふうにして持っていくかという部分はもう少し詰める部分がございますので、さらに詰めたと思っておりますが、予算的、数字的な部分においては先ほど申し上げました部分でかなり削減はできる。

そして、仮にそういう形に持っていった場合に、一番住民の方々が、利用している方々は窓口でございます。これは町民のアンケート結果でわかりました。役場を利用する方々の8割は窓口に来ている方々でございますので、そういう方向に行く場合においてはこれは現在あるところにしっかりと窓口サービスは残さなければ住民低下につながる。ここをしっかりと残した中で、庁舎が一つになって効率がよくなって、そして将来の負担を考えたときに、今おかげさまで町も基金を100億に近いぐらいに伸ばしております。以前から申し上げておりました、使うときが必ず来る、そのために基金はしっかりと蓄えておかなければならない、こう申し上げてきました。今やはりそういう時期に来たのかなと思っておりますし、これからまた大型公共施設においては学校関係で間違いなく統廃合の問題が出てきます。老朽化も出てきます。そういうときにしっかりと

将来そういう事業もそのときにしっかりできるようにするためには、やっぱり最低限の町の負担で済むこの合併特例債というのは大変意義ある私は制度だと思っておりますので、有効に活用したい。

これについては、最終的に1月にもっとはっきりした部分を示しながら判断をしたいと思いますが、現在においてはそういうことで今さまざまな資料等も作成しているところでございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） ありがとうございます。

庁舎、車両等の維持費については、統合する場合、年間約2,500万、下手すれば3,000万程度削減できるのかなという印象を私持ちました。10年間、3億です。20年間で6億。庁舎建設に必要な合併特例債を使うと3分の1ですか。仮に20億の庁舎を建てたとして7億。大体20年で返済が終わる。そういう考え方もできるのかなと私自身は考えております。

今、町長、いろいろ資料、数値、その他、資料集めをして、最終的な結論を出すということですが、今、私たち町民と話をしていると、これがもう庁舎建設でひとり歩きし始めている。場所がどうなるのか、どこに建ててどういう庁舎になるのかという、やはり建てたいと思っている人たちはそういう話もしてくる。また、反対の人方も、わらほのどごだばいい、うちだばだめだ、そういう考え方がもう何か歩き始めているのかなと思うわけです。

できるのであれば、今議会で町長から、もう建設しますという意見をいただいて、それがひとり歩きをするんですけれども、もう早目にその次の土地の選定、その他、それがどんどん前向きに進んでいく状態で、うわさがひとり歩きしないような方策も必要ではないのかなと私自身考えておりました。

何かその意見について答弁があれば、町長の意見をお聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほども申し上げました理由含めながら、また拮抗している部分、じゃあ拮抗している中でとどういう部分で意見を取り入れていくかという部分、非常に難しい部分があります。こういうときこそ、我々、議員も含めながら、そのときはやはり自分自身、政治的な判断をして、そして議員の皆さんからもしっかりとご理解をいただくということが大事だと思

ってございます。そのためには、しっかりとした、私ども、その理由に対する資料というものをしっかり整えて、そして議員の皆さんから最終的には議会の議決になってまいります。そのときは議員のご判断もいただくわけでございますが、自分としてはこういう結果、または拮抗したとき、そのときこそリーダーシップを発揮しなければならないと、こういう決意でありますので、資料等はまた後、必ず場所が先行して歩きますので、そこについてはまだ議論の余地があるわけでございます。ただ、庁舎自体、これはやはり10年たって今まさに一つになっている南部町として取り組んでいくということは私は大事なことでと考えております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、町長の決意をお聞きしました。私なりには前向きな方向で考えて捉えさせていただきましたが、最終的に私たち議員一人一人が最後、町長が仮に建設するということになれば、本当に私たちも今度は自分の責任でもってそれに賛成するか反対するか、そういうことをしなければなりません。余り町長一人だけが責任を負うのではなく、考えなくても、私たちも一緒に責任を負うわけですから、その辺はもう少しおおらかな気持ちで、広い目で見て決断していただければと思います。

やはり10年がたって、町民の感情、まだ一つの南部町という部分には至っていないような気がしております。その庁舎建設場所によってまたいろんな意見が多々出てくるものと思いますが、できればそういう意見を聞きながら、またその中で一つの南部町ができればなと思っておりました。ぜひ町長には、時間も残り少ないわけですが、最後、自分の中で決定していただいて、議会に説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） これで山田賢司君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもちまして本日の日程は全部終了しました。

なお、12月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前11時51分)

平成 2 8 年 1 2 月 7 日（水曜日）

第 7 1 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第71回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成28年12月7日（水）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 第 1 | 報告第15号 | 南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告について |
| 第 2 | 議案第85号 | 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第86号 | 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第87号 | 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第88号 | 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第89号 | 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第90号 | 南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 議案第91号 | 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第92号 | 南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 10 | 議案第93号 | 南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 11 | 議案第94号 | 南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 12 | 議案第95号 | 青森県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 第 13 | 議案第96号 | 平成28年度南部町一般会計補正予算（第3号） |
| 第 14 | 議案第97号 | 平成28年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第 15 | 議案第98号 | 平成28年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 16 | 議案第99号 | 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |

第 17 議案第100号 平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）

第 18 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

第 19 常任委員会報告

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第101号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	赤石裕之君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	東野成人君
商工観光交流課長	西村久君	建設課長	川村正則君
会計管理者	小山万紀子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ主幹	栃木幸夫君	市場長	中野弘美君
教育長	山田義雄君	学務課長補佐	夏堀勝徳君

社会教育課長 佐々木 高 弘 君 農業委員会事務局長 佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中 里 司 次 長 夏 坂 由美子
主 査 留 目 成 人

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第71回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第1、報告第15号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長補佐。

○学務課長補佐（夏堀勝徳君） おはようございます。

最初に、学務課長の中村ですが、現在、体調を崩して休んでおりましたので、本日は課長補佐の夏堀が説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 ページでございます。報告第15号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、平成27年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いまして、報告書を作成いたしましたので、議会へ報告するものでございます。

内容といたしましては、南部町の教育方針に定めてあります、教育施策の重点に即しまして行われました事務事業の点検評価でございまして、学務課関係が18項目ございます。また、社会教育関係が39項目ございまして、合わせまして57項目になっております。

点検及び評価の方法については、各事業を担当部署が点検評価した事務事業につきまして、アドバイザーお二方に事務事業の内容を説明、点検、評価の実施方法につきましてご意見をいただき、事務事業の妥当性、点検、評価を行ったものでございまして、会議は5回開いてございます。

点検及び評価の活用という部分につきましては、事務事業の改善や今後の取り組み方法等を見直し、効率的で質の高い教育行政の推進に活用するものでございます。

お手元の方に評価報告書を配布してございますが、報告書の3ページから5ページにかけては、アドバイザーからいただいたご意見を載せてございます。17ページからは、各事務事業をそれぞれ乗せまして、評価と方向性を記載しておりましたので、ご覧いただきたいと思います。

お二方のアドバイザーからは、多くのご意見をいただきました。これからの事業の実施の際には検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。9番 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 報告書を見させていただきました。それで私、特にちょっと気になったのはですね、町独自で行っている特色ある学校づくりのための独自事業として支援を行っておりますけれど、これが評価の対象項目の中に入っていないんですよね。報告書は出ています。各学校から。ただこれはなんで、そういう対象にしていないのか。独自のものですから、特にこういうものだけは、他のよりも、優先して補助金も出ていますからこれはやはり評価といいますか、色んな方々の意見を聞いた評価、対象にすべきだと私は思うんですけど、なぜこれが外れているのか。ここは私、何年か気にして見ていたんですけど、それは出ていないということで、気になりますので、その辺はなぜ、評価の対象になっていないのかお聞きします。

それから、もう1つは47ページのナンバー45に出ていますこの事業ですけれども、これが、ここ何年かは事業の評価も最高点、それから、総合評価も最高点の評価をされてきた事業ですけれども、27年度分がランクが下がっています。これ何か、内容をみますとね。何年かの分見たのですけれども、内容を見ますと、同じようなことをやっていたのですけれど。27年度にきて初めて評価が、ランク付けが下げられたということで、これが、どういうことでこういう評価が下がったのか。まずお聞きします。

それから、これは会計管理者に一つ聞きたいんですけども、こういう事業の補助金を使って、年間を通してやる事業に対して、補助金の支払い業務がいつの時点で行われているのか、年度当初なのか、年度末にまとめて払うのか。それとも、事業発生ごとに払うのか、まずそれを先に次の質問のために会計管理者からいつの時点でこういう補助事業に対する補助金というのは支払い

が発生するのかお聞きします。まず最初にこの分、お聞きします。

○議長（馬場又彦君） 学務課長補佐。

○学務課長補佐（夏堀勝徳君） 議員の方からただ今、質問がございました特色ある学校経営事業の質問でしたけども、テーマとか見ていただきますと、前年度と比較しても同じようなテーマが載ってございます。

特色ある学校経営事業は、人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校経営の中で創意工夫を凝らし、創造性を育む学校教育活動の活発な活動の推進を目的とする事業でありまして、町内の小・中学校12校がそれぞれ自由な発想と独自性をもって活動している事業でございます。また、各学校においても、特色を持たせて伝統的に開催している事業も多数ございます。

一例を申しますと、各学校ではコメ作りとか野菜作り、あと、地元の高校生と共同でリンゴ栽培体験などを行うなど、各校とも取り入れているような状況です。また、秋祭り、えんぶり等への参加など、継続的に実施することにより成果が上がってくるものがかなり多いことから、同様の記載となっているような状況でございます。

これまで、この部分については、事務事業の方の評価には載せておりませんでしたけども、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） ページの42ページのご質問なんですけれども。（「47」の声あり） 47ページでよろしいですね。「水に賢い子どもを育む年間型活動プログラム」についてお答え申し上げます。

昨年度は、総合評価ではA評価でしたけども、今年については総合評価Cという評価になっております。実情は、中身的には変わってはおりませんが、開催回数ですね、若干、昨年より落ちておりましたので、それによりまして総合評価がC。それとともに学校が地域は、全体に福地、名川、南部地区まで広がりましたけれども、若干、回数が減ったことなどにより、評価としてはC評価、ちょっと改善していった方がより良い活動ができるのではないかとという評価でC評価となっております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 会計管理者。

○会計管理者（小山万紀子君） 先ほどの質問で、いつの時点で補助金を交付しているかといことですけれども。

まず最初に、財務規則に従いまして、負担行為の方を行いまして、概算払いで一回、お支払いをします。その際には決済用書類、契約書、請求書など、関係書類を提出していただき、その内容を確認いたしまして、事業開始する前に概算払いで一回、お支払いします。

その後、事業が完了した後に、精算ということで事業完了の関係書類を出していただいて書類の審査ということになります。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 補助金の交付の時期について補足いたしますけれども。団体によって、早く必要な場合には先にお支払いする。請求書をいただいております。

また、本来は補助金は事業が完了して一番最後にお支払いをすることになっておりますけれども、そうなりますと1年間通して活動する団体では前段で活動に支障をきたすということで、必要な場合には先にお支払いをする。そして最後に清算をするという形をとっております。

それで、どちらかが多いか、全体的に見ますと、先に概算払いというのが相対では件数が多いと思っております。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） ちょっと…。さっき一番最初のこの学校の事業については「検討する」ということですから、これはぜひ、私は検討してせつかく一般財源から二百何十万、三百万ぐらいの補助金という形で各学校に渡っているものですから。これがやはり、どういうふうにご利用されてどういう効果があるかというのが、これは、我々も議員はこういう出てきたもの、資料でしか判断できませんからね。どうしてもその辺は必要だと思いますから、ぜひそれは検討していただきたいと思います。

それから、2番目に質問したこれは回数というのは学校の要望なければこの回数が減っていくことはこれからも考えられますから、その辺はちょっと色々な形で。まあ回数だけで評価させるとやっている学校がなんか、やられなくなるような気がするものですから。この辺はもう一度、一つ、審査の形を考えていただきたいと思います。

それから私はなんで会計管理者に補助金の支出をどの時点で払っているのかって気になったのは、一番最後のページ。これは評価の対象になっていますけれども76ページに書かれている南部中学校から出されているこの報告書。

報告書なのかこれは、誰がまとめたのかわかりません。9月の私、決算委員会の時に申し上げましたけれども、26年度と同じ資料です…これは。日にちまで一緒です。日にちまで。変わっているのが、去年、26年度の資料では例えば、実施内容のところの「1 学習支援」っていうところこれは、「(1)、(2)」で表示されています。その次も全部「括弧」が入った表示の仕方。これが「括弧」がなくなっていますから新たに作った資料であることは間違いないと思いますけれども、ただ、隣の実施月日、何月何日まで26年度我々に報告された日にちと同じ日にちが入っています。ですから私はちょっと気になって曜日はいかがと思ってみたら、例えば、体育祭が月曜日に開催されたことになりますこれでいきますと。というのはなぜ私がここまで言うかといいますと、私も名川中学校の体育祭、文化祭は毎回、毎年欠かさず行っています。その時に会話の中で教育委員の方が「今日は南部中学校でも開催されていますからこれから私は中座して、そっちの方にも顔出します」という会話をしているんですよ。それで教育委員会の派遣業務日誌、その何ページか前に載っています。これは5月17日に教育委員の方が体育祭に参加したという報告になっています。なっていますよ。これ見てください。これは26年度を皆さん持ってきていなければわからないでしょうけれど。これは一言一句文章は同じもの。日にちまで同じもの。ただ変わっているのは括弧というところでやっています。

ですからどこでチェックしてどういう支払いを起こしたかというのはやはり重要なんですよ。さっき、会計管理者も全部その辺はチェックして払っているっていうことは言いましたけれども。本当にこれだと、日にちまで同じということは曜日、月曜日に体育祭をやったかということは私は思いますよ。ですからその辺がもう一度、これは本当のものなのか、誰かが作ったものなのか。報告がこれが正しいのであれば、学校長のこれは怠慢です。学校の責任なのか、担当者の責任なのかわかりませんが。これをそのまま採用して支払いを起こしているということはやっぱり、チェックミス。昨日もちっと町長も「チェック、大事にしたい」というのはなしがありましたけれども、どう見てもおかしいんですよこれ。その辺はどう思いますか。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 今、ご指摘いただきまして本当にありがとうございます。ここはちょっと、チェックが甘かったなと思っておりますので、今後、このようなことが二度とないように、厳しく、学校長の方に再度、確認いたしまして、報告いたしますのでよろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私がなぜこのことを、一般質問で取り上げたように、補助金の使い方というのは厳格にすべきだということがあつて私はチェックしたんですよ。ですからこれはやはり、報告する方も受ける方も、これはチェック体制がなっていなかったからこれは、一報告書で取り扱ったのかなと思ったから私はわざわざ質問しましたけれども。やっぱり、こういう一つひとつの、ここにも36万8,000円というのがもう南部中学校にも払われているわけですから。

でもさっき副町長が話しましたように事前に概算払いでも全額払うこともあるということですから。やっぱりそうすると最後出てくる報告書、文書で現れる報告書は正確なものを出して我々に報告してもらわないと。どうしても疑問を持たざるを得ませんので、その辺は一つ、十分に注意していただきたいと思います。終わります。

○議長（馬場又彦君） 他に、6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 59ページお願いします。教育委員会の会議の定例会の件なんだけれども、第124回の「議案第5号、文化財の指定の解除について」ってあるんだけれども、この報告の中見て33ページが多分、文化財保護行政の方針と重点ということでここに書いてあるんだけれども。指定の決定は付いているんだけれども、指定解除が付いていないんで、どこの文化財が解除になったのか、もしわかったら教えてほしいなと思っておるんだけれども。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） 大変申し訳ございませんが、手元に資料がございませんので、

後でお知らせします。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ちょっと文化財についてなんですけれども、今、えんぶりはほとんどのえんぶり組が多分、文化財に指定はされていると思うんですけれども、大変申し訳ないんですけども、すぐ隣に居る片岸のえんぶり組はまだ文化財には指定されていないのかどうか。もし、指定されていないのであれば、やはり同じ、片岸も、私もやっているわけなんですけれども。文化財に指定した方がいいのではなかなという風に思っているんですけども。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） 片岸のえんぶりについては町の指定は受けておりません。今後、えんぶり組の方々のご相談をしながら、指定するかしないか検討したいと思います。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 文化財の審議員の皆さんに図っていただいて、指定していただいた方が良くと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑ありませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 17ページをお開きください。スクールサポーター、スクールカウンセラーについてであります。総合評価がBであります。

事の重要性に鑑みればこれは総合評価Aでなくてはならない。Aとして。Aの評価を得るような取り組みをしなくてはならないことだと思うんですよ。特にスクールカウンセラーに関しては、イジメ云々ということを担当しているわけですから、久保議員の質問ではないのですけれども。非常に大事なポジションだと思うんですよ。ところが、総合評価がBということは、こういった経緯でもってBの評価をなさっておるのか、スクールサポーター、スクールカウンセラー。ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 学務課長補佐。

○学務課長補佐（夏堀勝徳君） ただ今のご質問ですが、事業ごとの個別評価の観点ということで17ページの方に資料を付けておりますけども。事業の評価ということでは「◎（二重丸）」ということで、評価の高い事業というような形で見ております。

そして、総合評価はBとしておりますけれども、これは現状の状態で成果が上がっているため、効率化に努めながら事業実施を継続していくというような判断でBの評価をしております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 普通に正常に行っておればBということなんですか。そういう事なんですか。そうするとAってなるとどうなるんですか。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） このスクールカウンセラーの活用については、この前の一般質問でもお答えしましたけれども、前から1名から2名に増員して、子供たちの教育相談にあたるということで、充実を図るというふうなことから、やっております。

このスクールカウンセラーに相談に来る子どもたちは、自主的に来ます。強制じゃなく。そういうふうなことで相談に来た子供たちに色々な手立てをしてやるというふうなことから、やっている自体は私はAに近いと思いますけども、一歩下がってBというふうな評価を評価委員の方々が付けてくれました。

それで現状を見ますと、どの学校も学校長からまた、担当教諭から聞いても「良くスクールカウンセラーと子供たちの人間関係が構築され、良い状態で進んでいる」というふうなことでございますので、さらに各学校に周知徹底いたしまして、もっともっと相談しやすい環境づくりを進めていきたいなと思います。現状はAに近いBということでご理解いただければありがたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 今の説明で生徒自ら相談に来るとおっしゃいました。それはいいことなんだと思うんです。ですけど、来れない生徒ってのが居るじゃないですか…中には。

10件、20件あるうちの1人でもあれば、それはそれとして、非常に重大な問題として、考えないといけませんよね。そこのところをなんか、生徒自ら来て相談するというのであれば、あまり、その時点で「あまり必要ないんじゃないの」というというようなカテゴリーじゃないですか。本当に必要としている人間というのはどういった人間なのか、生徒なのかっていうところを見極めないとこれはやっぱりBじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 私先ほど一端をお話ししましたがけれども。学校現場では定期的に生徒指導の会議を開いております。そこで子供たちの情報交換を行っていきまして、「この生徒はスクールカウンセラーに相談した方がいい」というふうな状態の生徒については、担当の方からスクールカウンセラーの先生とお話をし、そのカウンセラーの方から「その生徒と面談しましょう、児童と相談しましょう」というふうな体制もできておりますので、自主的にばかりではなく、そういうふうに周りの目からも見て「この子どもはきちっと相談対象にした方がいい」というふうな場合にはそういう子供たちにも積極的に声をかけてスクールカウンセラーの活用を図っているところです。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 他にありますか。2番、久保利樹君。

○2番（久保利樹君） 評価報告書の22ページになります。中学生海外派遣事業になりますけれども。35名の募集に対して30名の参加生徒数ということなんですけれども、私個人的には参加数もしかしたらこれからも減っていく可能性はないわけではないかなと思うんですけれども、この事業を例えば中学生だけではなくて、小学校高学年まで広げてできる、これから検討していく余地があるのかというのをお聞きしたいのですけれども。

小学生のうちから海外を見ることや英語にふれることは非常に先見の明に繋がると思うのですが、これからそういう余地があるのかどうかの見解といいますか、お伺いしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 現在は小学校の方は、山梨県の南部町との国内交流、そして中学校の方はこういうふうに海外派遣とやってまいすけれども。理想的には小学校の高学年、6年生も一緒に。それも大変、理想だと思います。ただ現状は、小学校・中学校の教育課程違いますので、その日程調整又はその小学生がまた中学校に上がって、海外派遣に応募する場合はその子どもたち二重に更に、そういう体験させた方がいいのかどうかとか、様々なクリアしなきゃならないところも出てきますので、ここはちょっと検討が必要だなとそう思っております。

ただ、早い機会にああいう経験を積ませるということは、今まで南部町が取り組んできた事例からいって大変有効だと思います。

ただし、先ほども言いましたように、検討する余地もあるということで、ちょっと検討してみたいなとそう思います。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） ありがとうございます。私の周りでも何人か居るんですけども、小学校のうちから英語を学んでいるお子さんもいらっしゃるの、もしこれから先になるかもしれませんけれども、そういう余地があったり、場面がある場合はぜひ、検討していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 他にありますか。14番、工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 先ほどから認定という言葉も出ていましたけれども。その認定の中身を。認定をされた、するというその状況をお知らせいただきたいと思います。

例えば、生徒同士が喧嘩をしていると。1人の人に何か話をしながらしていると。喧嘩していると。それを先生が見て「これは認定だ」とかというような言葉がもし出たとしたら、そして認定されたとしたらどういうふうな内容になって、喧嘩の状態の子供たちになるんですか。認定で

す。

善し悪しの認定です。（「いじめがあった場合」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 今のいじめの捉え方でございますか。（「そうです」の声あり）

やっぱり今、規定されている定義は「いじめはその子どもが生徒が苦痛を覚えるような行為」。まあ、言葉であつたり、暴力であつたり、その他の圧力であつたり。そういう風な場合は、今現状ではいじめと認定されております。ですからそのいじめの捉え方も人さまざまでございまして、特に学校の場合、これを軽く見る風潮とか、重く見る風潮とかさまざま、学校間において違いますので、そういうことがないように、定期的な校長会でもそこは周知、南部町としても周知徹底を図っているところです。そういうふうな捉え方でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 中身はわかりましたけども。例えば生徒さんが1人で周りに3人で話をしたり笑ったりしていると。1人の人にちょっと重みが出ていって、いじめに見えると。

そうした場合に即認定ということはありえませんか。先生も。そのところです。肝心なところ。そういう意味の認定。

そすると認定されると、例えば小学校で認定した。そうすると、中学校に行っても「この子どもはこうして悪さする子どもだ」とか、「いじめる子どもだ」とかっていうことを即にするという、もし、教師がいたとすれば、それはどういうふうな判断をするのですか。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） それぞれケース・バイ・ケースでございまして。ただ、教師はやはり心しなきゃならないのは、いじめがあつたら毅然とした態度で臨むと。そして、いじめにあつて子どもの立場に立って対応する。子どもばかりではなく家庭も。それが基本でありますので。いじめの大小に関わらず。そういう風な場面があつたら即、対応する。そういうふうなことの姿勢が私は絶対大切だと思っておりますので…。南部町の先生方にも機会あるごとにそういう話を

しているところでございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） 工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 子どもたちが仲が良くて、笑ったり、「ああお前は何だ」とかって例えば、そういうふうな状態の時でも。これはいじめだと判断した場合に、それを認定されたとしたらそのままいくんですよね。中学校に行っても「この子どもはいじめる子どもだ」高校に行っても「これはろくでない子どもだ」とかって、そういうふうに流れていくわけですよね。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） そういうふうなこともありますので、本当に生徒と子どもと教師との人間関係というのが非常に大切でございます。本当に誤解される部分がそのまま流れる部分がありますので、本当にこの辺は十分注意して、教師側も色々調査する場合、または面談する場合、心してやらなければ、大変な今、幸子議員さんが言ったような方向性に曲がっていく時がありますので、正しい情報をきちっと把握し、そして調査し、本人または保護者、この対応を心して、誠意をもってやっていかなきゃならないと。これが一番大切だと思っております。

○議長（馬場又彦君） 他にありますか。11番、夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ちょっとだけ。先ほど中舘議員も質問しましたけれども、特色ある学校経営の事なんですけど。先ほど学務課長は「評価する」ということに「検討する」とって答弁されましたけれども。私はこの特色ある学校経営事業というのはその学校の裁量で自由度の高い町長が肝いりでこれ始めた事業ですけれども。「好きに使ってください」とってというような趣旨の事業だわけですよ。それに評価をしてしまうと、評価の高い事業だけ選んでやっちゃうんじゃないかなっていう危険性があるって思うんです。

なので、評価っていう部分はこの事業に対してはそぐわないんじゃないかなと。確かに見ていると、もう毎年恒例になっている田植え、稲刈り、野菜の収穫もう、これは本当に毎年毎年同じような中身になっているのは目につくんですけども。ただ、その中でも「たまに変わったのもやってくださいよ」とっていうくらいの注意喚起するくらいで、「ランクまでつける評価は必要ない

んじゃなかな」って私はそう思うんですけど、町長どうですか。この事業を始めた町長とすればどういう気持ちですか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） この特色ある学校づくり支援事業については、夏堀議員おっしゃったようにそれぞれの地域ごとに学校があるわけですし、その学校の特色を生かしてほしいということで、予算はしっかり計上する。取り組みについてはできるだけ口は出さないということで、それぞれの子供さんたちに有効に活用して使ってほしいということで始めた事業でございます…。ある部分においてはそれぞれの評価をある程度は必要であるかもしれませんが。評価よりも私は一つ同じ事業になっている部分と物を買やすいという部分、ここは教育委員会の方にもちょっと指摘はしています。備品等必要なのは学校教育費の中の備品でそういうのはやっぱり要望して買って。それじゃない、ハード的な部分ではないソフト的な部分で使ってほしいということが趣旨のこの事業でございますので。まずそこをそれぞれ地域性を出した取り組みということについては、私は「それぞれが活かしているんだ」というふうに思っておりますので、それぞれの評価というより、この事業自体が必要な事業かどうかとそういう部分を検討してもらう評価でもいいのではないのかなというふうに思っております。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。他に質疑ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

◎議案第85号から議案第87号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第2、議案第85号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第86号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第87号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案3件を会議規則第37条

の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。議案第85号から議案第87号までの議案3件は一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐々木俊昭君) それでは議案第85号、第86号、第87号について一括でご説明いたします。

3議案いずれも平成28年10月11日付、県人事委員会からの報告及び勧告に合わせて、県に準じて改めるものでございます。

説明資料の2ページをお開き願います。

議案第85号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

平成28年10月11日付、県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に合わせて期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて南部町議会の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

現行の期末手当年額2.95月分から0.05月分引き上げまして、年額3.00月分の支給割合に改めるものでございます。

表下段の第2条の規定では、平成29年4月改正として、期末手当の支給割合を6月、12月支給をそれぞれ1.50月分とし、平準化しまして、合計で3.00月分とするものでございます。

施行日は第1条の規定が公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するもので、第2条の規定は平成29年4月1日でございます。

続いて説明資料の3ページを開き願います。議案第86号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第85号と同じく、県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に合わせ、期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて南部町特別職の町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

現行の期末手当、年額2.95月分から0.05月分引き上げ、年額3.00月分の支給割合に改めるものでございます。

施行日は第1条の規定が公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するもので、第2条の規定は平成29年4月1日でございます。

続いて説明資料の4ページを開き願います。議案第87号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第85号、86号と同じく、県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて職員の給与月額及び勤勉手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

制定内容でございますが、第1条の改正としまして、1点目が第20条第2項の改正で勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。従来の年間4.0月分から年間0.05月分引き上げまして4.05月分に改正するものでございます。

2点目が平成28年4月1日から適用する行政職及び医療職の給料表の改正で別表第1から別表第2の改正でございます。別表は議案書の15から29ページの部分になります。

県人事委員会の勧告に準じて月額給料について、若年層に重点を置きながら行政職初任給で1,500円引き上げ、若年層においても同程度の改正を行い、その他は400円の引き上げを基本に改正するものでございます。

第2条の改正としまして、1点目が第4条の改正で55歳を超える職員の昇給は勤務成績が特に良好な場合に限り、行うことになります。人事評価により標準の勤務成績では昇給しないということになります。

2点目が第8条の改正で扶養手当の制度改正に伴う既定の整備で、配偶者にかかる手当額を現行の1万3,000円から平成30年以降は他の扶養親族にかかる手当額と同額の6,500円まで減額し、子に係る手当額は現行の6,500円から平成30年以降は1万円に引き上げるものでございます。なお、平成29年から段階的に実施しまして平成29年はそれぞれ特例措置を設けて行うこととなります。平成30年からは、配偶者がいるいないに関係なく、この扶養手当は1万円、父母等は6,500円とするものでございます。

次に説明資料の5ページをお開き願います。3点目は、第18条の改正で規定の整備になります。再任用職員に係る期末手当の支給割合を改めるものでございます。

4点目が、第20条第2項の改正で、平成29年4月改正として、勤勉手当の支給割合を6月、12月支給をそれぞれ、0.775月分として平準化するものでございます。合計で平成28年12月改正の年間の賞与4.05月分と同額でございます。施行日は第1条の規定が公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するもので、第2条の規定は平成29年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 説明資料の4ページの中段よりちょっと下の第2条の改正のところなんですけど。55歳超職員は標準の勤務成績では昇給しない。特に良好である職員に限り昇給する。

この標準の勤務成績と特に良好ってその住み分けってというのはどこですか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） この人事評価制度は今年度から、昨年度試行しまして、今年度からこの制度をどこの町村もそうでございますが、この制度を行っております。

どこがということですが、この業務評価シートというシートがございます。それぞれ目標を職名に合わせた目標を設定していただいて目標を立てると。それで達成できたか、できないか、自己評価をしていただき、あと第一評価者、所属長ですね。

第二評価者が副町長ということになりますが、そこでS、A、B、C、Dというランク付けが入ってきます。と同様に能力シートという評価、能力評価のシートもございます。この業務評価の他に。それでもそれぞれ挨拶とかですね。意気込みとか様々なところもその評価で付けて、それも自己評価と所属長の第一評価で第二評価者は副町長ということで評価していただいて、それで総合評価を出していただいてこの「標準」とか「特に良好」「極めて良好」「劣る」さまざまその段階で評価されて行くということで、今年度からこの人事評価というもので、55歳を超えている職員は標準では昇給しないということでございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今、夏堀議員さんの方から評価の標準というのはということでお伺いがあったと思いますので、Bが普通という受け止め方ということであります。Sは極端に優秀、Aは良い方とBは普通、Cはもう少し頑張っていただきたい。Dはもっともっとということであります。以上です。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 最初、答弁で目標を自己設定して、最終的にそれが自分で達成できたかっていう部分がありますけれども。目標を低く設定、自分でしてしまえば必ず達成できるわけじゃないですか。悪く言ってしまうと。その目標を設定する段階で上司が「目標ちょっとお前低いんじゃないか」とかそういうところでチェックを入れられるのかどうか。

それともう一つ、今、Bが標準だと言いましたけれども。全体に南部町の職員はどれ位の割合なんでしょう。その評価Sっていうのは、Sクラスの職員がどれ位居て、Dクラスの職員がどれくらいいるもんですか。ザックリと。分かれば。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） そのチェックですね。目標の設定でございますが。職名例えば主事、主査、係長、補佐、課長ですね。それぞれ職名に合った目標を立てていただくということで。例えば新採用程度の業務を例えば、係長が完璧にこなしたとしてもそれは当然、優秀とかAとかSとかBとかというのは採点しないということで。これは研修の方も昨年度から行っておりまして、その目標を立てる時も各所属長がそれぞれの職員と面談をして、目標の設定がどうなのかとかとかさまざま面談を行うこととしてございます。それで設定をしていただくということでございます。

あと先ほどA、B、Cのこのどのぐらいかということだと、例えばSは特に優秀と。Sというのは特に優秀とうことでこれは昨年度からことしも研修、職員の方にも参加していただいているんですが。Sというのはなかなかないだろうと。というのは、ここ10年、20年達成できていなかったものとか、そういうことを成し遂げた者がSだろうということで講師の方は言っております。Aが優秀でBがまず標準、標準といってもBは「良好（標準）」です。ですからBがまず、良好という考え方、捉え方ですね。あと、C、Dはそれぞれ良好でないという評価になります。

この評価に対しては、フィードバックシートということで、所属長からその結果については、個々の職員にその評価の結果を渡して、これからの職員のこれからの勤務なりそういう育成のためにも面談を行ってもらって職員と所属長のやり取りをしているということで、その人数的なところは先ほど言ったとおりSはなかなかないだろうということです。あと、Aもそうないだろうという解釈ではいるのですが、何せ今年度始めた評価制度でございますので、これからまた研修

のほうも更に深めて、評価する側、される側バラつきが出ないように、今後、研修を重ねてやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第85号から議案第87号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第87号までの3件は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第5、議案第88号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは説明資料6ページをお開き願います。議案第88号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨でございますが、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴いまして、所要の条例改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、特例適応利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例

適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものと、附則第45条の2を新設することに伴う条ずれを改めるものでございます。

施行日につきましては、平成29年1月1日となっております。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第88号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第88号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第6、議案第89号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは、説明資料7ページをお開き願います。議案第89号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨でございますが、先ほどの議案第88号と同様、所得税法等の一部改正に伴いまして、所要の条例改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、所得税法等の改正によりまして、町県民税で新たに分離課税されることとなる特例適応利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるために改正を行うものでございます。

施行日につきましては、平成29年1月1日となります。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第89号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第7、議案第90号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の8ページをお開きください。議案第90号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日から施行されることによりまして、条文における「里

親」について、引用する児童福祉法第6条の4が2項建てから3号建てに改められたため、本条例の引用条項を改めるものでございます。

内容といたしましては、その下の表をご覧ください。現行の第2条第4項でございますが、第4項中の児童福祉法第6条の4第1項を、下線部の第1項を削除し、改正後は児童福祉法第6条の4とするものでございます。

施行日は、平成29年4月1日でございます。

児童福祉法の具体的な改正内容、第6条の4関係でございますが、第6条の4は里親を定義してございます。

改正前は、里親の定義を「養育里親及び要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるもの」としておりました。

改正後は、里親の定義を1つ目として「要保護児童を養育することを希望する者のうち、都道府県知事が作成する養育里親名簿に登録されたもの」、2つ目として「要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、都道府県知事が作成する養子縁組里親名簿に登録されたもの」、3つ目として「要保護児童を養育することを希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるもの」としたものでございます。

以上で、議案第90号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第90号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第90号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第8、議案第91号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の9ページをお開きください。議案第91号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法に基づく地域支援事業、包括的支援事業でございますが、この新規3事業について、事業の開始時期を前倒しするため、所要の改正を行うものでございます。新規3事業とは、下段の表・各事業の概要のとおりでございます。

内容といたしましては、平成30年度から開始することとしている地域支援事業の新3事業につきまして、事業の実施に向けた取り組みを平成29年度中に開始することとするため、附則で定めている各事業の開始時期を改正するものでございます。

具体的には、下の改正前・改正後の表をご覧ください。新規3事業の開始時期につきましては、附則の第10項、第11項、第12項で定めておりますが、改正前はそれぞれ平成30年4月1日からでございますが、改正後はそれぞれ平成30年4月1日までにとするものでございます。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第91号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第91号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号から議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) お諮りします。日程第9、議案第92号、南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。日程第10、議案第93号、南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。日程第11、議案第94号、南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第92号から議案第94号までの議案3件は一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田勉君) それでは、議案第92号から議案第94号まで、一括してご説明申し上げます。議案第92号から議案第94号までは、いずれの議案も厚生労働省令で定めている基準の

改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明資料の10ページをお開きください。議案第92号、南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の概要でございますが、まず、本条例は、指定介護予防支援事業者、これは要支援1から2までの認定を受けた方のケアプランを作成する事業所のことでございまして、「地域包括支援センター」のことを指します。この基準を定めている条例でございます。

厚生労働省令で定めている基準の一部改正に伴いまして、指定介護予防支援等の事業に関し、運営に関する基準や介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などについて改正するほか、文言や条項の整理など、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、改正前、改正後の表をご覧ください。

指定介護予防支援これは、要介護1から2までの認定を受けた方のケアプランを作成するサービスのことでございます。これにつきまして、担当職員、これは地域包括支援センターの職員のことでございます。担当職員は、介護予防サービスの事業者に対しまして、介護予防訪問看護計画書などの介護予防計画書の提出を求める規定を追加するほか、指定介護予防支援の事業者。これも地域包括支援センターのことでございます。事業者は、地域ケア会議において、個別の資料や情報の提供など、協力するよう努めなければならないなどの規定を追加するものでございます。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第92号の説明を終わらせていただきます。

次に、説明資料の11ページをお開きください。議案第93号、南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の概要でございますが、まず、本条例は、指定地域密着型サービス。これは要介護1から5までの認定を受けた原則として町民の方に限定された介護サービスのことでございまして、町が事業者の指定や指導、監督を行うものでございます。この基準を定めている条例でございます。

厚生労働省令で定めている基準の一部改正に伴いまして、指定地域密着型サービスの事業に関し、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などについて改正するほか、文言や条項の整理など、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容でございますが、改正前、改正後の表をご覧ください。

はじめに、地域密着型サービスの種類でございますが、改正前の複合型サービスが、改正後は名称を変更して「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるほか、地域密着型通所介護をサービスの種類に新たに加え、地域密着型サービスの種類が、8種類から1つ増えて9種類となるものでございます。

次に、認知症対応型通所介護、認知症対応型のデイ・サービスのことでございますが。これにつきまして、宿泊サービスを提供する場合は、サービスの提供開始前に町に届け出る規定を新たに設けるほか。12ページをお開きください。共用型の利用定員につきまして、改正前は、「事業所ごとまたは施設ごとに1日当たり3人以下とする」としておりましたが、改正後は、「指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所つまりグループホームの事業所においては、事業所ごとではなく、共同生活住居ごとつまりユニットといたしますがユニットは9人という意味ですが、ユニットごとに1日当たり3人以下とする」と拡充するものでございます。

続いて、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームのことでございます。これにつきましては、事業所の共同生活住居、これをユニットと言いますが、改正前は最大で2ユニット、1ユニットは先ほど言ったとおり9人のことでございます。最大で2ユニットでしたが、改正後は1ユニット増えて3ユニットに拡充するものでございます。

次に、複合型サービスでございますが、改正後は名称が「看護小規模多機能型居宅介護」に改められますが、登録定員につきまして、改正前の25人以下から改正後は4人増えて29人以下に拡充するほか、登録定員が26人、27人、28人、29人の場合のそれぞれにおける利用定員数を新たに設けるものでございます。

また、改正前は、定期的に外部の者の評価を受けることとなっておりますが、この規定を削除するものでございます。

最後に、地域密着型通所介護、いわゆる地域密着型のデイ・サービスのことです。これにつきましては、新たに追加となるサービスでございますので、事業所の基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などの規定を、新たに設けるものでございます。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第93号の説明を終わらせていただきます。

次に説明資料の13ページをお開きください。議案第94号、南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明い

たします。

改正の概要でございますが、まず、本条例は、指定地域密着型介護予防サービス。これは要支援1から2までの認定を受けた原則として町民の方に限定される介護予防サービスのことで、町が事業者の認定や指導・監督を行うものでございます。この諸基準を定めている条例でございます。（「表は省いていいよ」の声あり）はい。ちなみに、さきほどの議案第93号の方の条例は、要介護1から5までの地域密着型の条例でございました。

これは、厚生労働省令で定めている基準の一部改正に伴いまして、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などについて改正するほか、文言や条項の整理など、所要の改正を行うものです。

内容としましては93号とほぼ同様の内容となっております。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第94号の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、議案第92号から議案第94号までの一括説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第92号から議案第94号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第92号から議案第94号までの3件は原案のとおり可決されました。

ここで、11時30分まで休憩します。

(午前11時15分)

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

.....
◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第12、議案第95号、青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第95号、青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。説明資料の15ページをお開き願います。

平成29年4月1日から共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務にむつ市を加えることから、組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を要するものでございます。

施行日は平成29年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続きまして日程第13、議案第96号、平成28年度南部町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(西舘勝彦君) それでは議案の179ページをお願いいたします。議案第96号、平成28年度南部町一般会計補正予算(第3号)でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,343万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億19万4,000円とするものでございます。第2条は債務負担行為の追加、第3条は地方債の変更をするものでございます。

196ページをお願いいたします。歳出からご説明をいたします。2款、総務費、1項、10目、地域交通対策費でございますが461万円を追加し8,747万4,000円とするものでございます。運行しております里バス6台の車両修繕に対するものでございます。

続きまして200ページをお願いいたします。3款、民生費、1項、8目、臨時福祉給付金交付事業費でございます。8,004万5,000円を追加し1億2,180万6,000円とするものでございます。3節の職員手当から13節の委託料までが事務費、19節が給付金となっております。住民税非課税の方を対象としまして、1人15,000円を給付するものです。財源は全て国庫補助金となっております。

同じく3款、2項、1目、児童福祉総務費でございます。334万6,000円を追加しまして、2億9,873万6,000円とするものでございます。20節ですが、ひとり親家庭の医療費増額によるものでございます。

次に2目、保育所費でございます。8,789万3,000円を追加しまして、3億8,200万9,000円とす

るものです。入所人員が14人増えましたことと、加算基本額が増額となったことによるものでございます。

続きまして204ページをお願いいたします。一番下になります。7款、1項、3目、観光施設費は630万7,000円の減額となっております。バーデハウスのボイラー更新事業の完了によるものでございます。

次のページをお願いします。中段になります。8款、土木費、2項、1目、道路橋りょう維持費でございます、563万6,000円を追加し2億4,263万4,000円とするもので、11節の需用費につきましては、町内一円の町道修繕料が300万円、14節には2台分の除雪機械借上料として263万6,000円を計上しております。

次のページをお願いします。10款、教育費、2項、1目、学校管理費の256万8,000円の追加につきましては、町内小学校の算数や理科用教材購入費によるものでございます。

同じく3項、1目、学校管理費でございます。2億3,068万9,000円を追加しまして2億8,806万2,000円とするものです。13節と15節は福地中学校校舎大規模改修事業としまして、主に外壁や内壁の改修、天井や床の交換、トイレの改修及び照明機器のLED化によりまして、施設の長寿命化を図るものでございます。18節の備品は小学校と同じく数学や理科用教材購入費によるものとなっております。

同じく4項、2目、教育振興費でございます。1,842万8,000円を追加し、7,075万円とするものでございます。施設利用児童が15人増えたことによるものでございます。

続いて歳入をご説明いたします。188ページにお戻りください。1款、2項、1目、固定資産税でございます。7,485万1,000円を追加しまして、8億3,049万2,000円とするものです。主に償却資産の増によるものでございます。

次に9款、1項、1目、地方交付税でございます。3,153万2,000円を追加し52億9,803万円とするものでございます。こちらは普通交付税の追加になりまして、本補正予算の一般財源として予算計上したものでございます。

続きまして、11款、分担金及び負担金、2項、1目、民生費負担金でございます。4,306万8,000円を減額し6,917万7,000円とするものでございます。保育園から認定こども園へ移行した施設が多かったことによりまして、施設で直接保育料を徴収することになりまして、そのための減額。もう一つが第2子の定義が制度改正によりまして変更となったことから、同じく減額となるものでございます。

続きまして、13款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金でございます。5,995万2,000円

を追加し5億8,025万2,000円とするものです。保育士の処遇改善のための加算額及び入所児童が14名増えたことによって増となったものでございます。

同じく3目、教育費国庫負担金でございます。633万6,000円を追加し2,142万9,000円とするものです。入所児童15名の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。13款、2項、2目、民生費国庫補助金でございます。8,004万4,000円を追加しまして1億4,783万3,000円とするものです。経済対策として実施します臨時福祉給付金の給付事業によるものでございます。

同じく5目、教育費国庫補助金につきましては7,207万1,000円を追加し1億2,803万3,000円とするものでございます。学校施設環境改善交付金は、福地中学校校舎大規模改修事業に対するものでございます。

次に14款、県支出金、1項、1目、民生費県負担金につきましては、2,997万6,000円を追加しております。国庫負担金と同じく処遇改善加算及び入所児童14名の増によるものでございます。

同じく3目、教育費県負担金では525万9,000円を追加、入所児童15名の増によるものでございます。

続きまして、14款、2項、4目、農林水産業費県補助金でございますが239万3,000円の主なものとしましては、機構集積協力金交付事業補助金160万円となっております。青森県農地中間管理機構から農地を貸した方に対しまして交付金を支払うもので同額を歳出にも計上しております。

20款の町債につきましては、第3表の地方債補正で説明いたしますので、184ページの下段をお願いいたします。184ページ下段。地方債の限度額の追加と変更をするものでございます。最初に学校施設整備事業債の追加につきましては、福地中学校校舎大規模改修に充当するものでございまして、限度額1億6,050万円とするものでございます。

続きまして、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によりまして3,695万1,000円を減額し、限度額を2億8,604万9,000円に変更するものでございます。

次の農業施設整備事業債につきましては、県営事業負担金に対するものでございまして、事業精査によりまして、5,000万円から370万円を減額し4,630万円とするものでございます。

最後になりますが、同じページの上段でございます。第2表 債務負担行為の補正でございます。第2次総合振興計画策定業務でございますが、今年度と来年度の2ケ年にまたがりまして計画策定業務を実施することから設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第14、議案第97号、平成28年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは議案書の215ページをお開きください。議案第97号、平成28年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,059万2,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。226、227ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、一般管理費でございますが5万円を増額し、総額を4,205万9,000円とするもので、職員人件費の調整に伴う増でございます。

その下、2款、1項、保険給付費でございますが、上段の1目、介護サービス等諸費から一番

下の 6 目、介護予防サービス等諸費まで、財源の内訳更正をするものでございます。

228・229ページをお開きください。上段、3 款、1 項、1 目、二次予防事業費でございますが、3 万 5,000 円を増額し、総額を 1,802 万 6,000 円とするもので、職員人件費の調整に伴う増でございます。

その下、3 款、1 項、3 目、総合事業費清算金でございますが、20 万 1,000 円を新規に計上するものでございます。19 節、負担金補助及び交付金の負担金・総合事業費清算金でございますが、総合事業、これは国では「新しい総合事業」と命名していますが、当町では、平成 29 年度から開始することとしておりますが、近隣の市町村におきましては、28 年度から事業を既に開始しているところもございます。当町の介護保険被保険者が、他の自治体のこのサービスを利用することが見込まれ、この場合、住所地特例として事業費の精算金を青森県国民健康保険団体連合会に負担しなければならず、この経費の新規の計上でございます。

中段、3 款、2 項、5 目、任意事業費でございますが、2 万 6,000 円を増額し、総額を 836 万 3,000 円とするもので、職員人件費の調整に伴う増でございます。

下段、4 款、1 項、1 目、介護給付費準備基金積立金でございますが、36 万 4,000 円を増額し、総額を 3,774 万 8,000 円とするものです。これは、介護給付費準備基金に積み立てる額が当初の見込みより多くなる見込みにより、積立額を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。222、223 ページにお戻りください。

上段、3 款、1 項、国庫負担金、1 目、介護給付費負担金。その下、3 款、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金。その下、4 款、1 項、支払基金交付金、1 目、介護給付費交付金。その下、5 款、1 項、県負担金、1 目、介護給付費負担金。下段、7 款、1 項、一般会計繰入金の 1 目、介護給付費繰入金でございますが、これらは歳出の 2 款、介護保険の保険給付費の財源となっておりますが、全て減額の計上となっております。

これは、他に保険給付費の財源が新たに発生したことから、国庫分、支払基金これは社会保険診療報酬支払基金のことでございますが、国分・県分及び町分の負担金額をそれぞれ減額するものでございます。

いちばん下の 7 款、1 項、2 目、その他一般会計繰入金でございますが、31 万 2,000 円を増額し、総額を 5,477 万 5,000 円とするものです。

これは、人件費の調整に伴う増として、1 節、職員給与費等繰入金 11 万 1,000 円、次の 224、225 ページをお開きください。上段でございますが、事務費の増として 2 節、事務費一般会計繰入金 20 万 1,000 円を、それぞれ増額するものでございます。

下段、9款、2項、2目、返納金でございますが、198万2,000円を増額し、総額を198万3,000円とするものでございます。

これは、介護保険事業所の指定取り消しに伴い、その事業所から介護給付費の返還が生ずることから、この返納額を計上するものでございます。

また、この返納金の計上に伴い、先ほどご説明いたしましたが、3款の国庫、4款、支払基金、5款、県、7款、町の介護給付費のそれぞれの負担分を減額するものでございます。

以上で、議案第97号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第15、議案第98号、平成28年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の231ページをお開きください。議案第98号、平成28年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,385万4,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。240、241ページをお開きください。

上段、1款、1項、1目、居宅介護支援事業費でございますが、3万6,000円を増額し、総額を1,444万3,000円とするものです。

下段、1款、1項、2目、訪問看護サービス事業費でございますが102万5,000円を増額し、総額を1,941万1,000円とするものです。いずれも、職員人件費の調整に伴う増でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。238、239ページにお戻りください。

2款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、106万1,000円を増額し、総額を2,026万3,000円とするものです。

これは、歳出でもご説明いたしましたが、職員の人件費の調整に伴い、1節、居宅介護支援事業費繰入金及び2節、訪問看護事業費繰入金として、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第98号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第16、議案第99号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） 243ページをお願いいたします。

議案第99号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算のみを補正するものです。

次に245ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。総務費全体の補正はありません。次に248、249ページをお願いいたします。ここで一般管理費の職員手当5万円の増、次に施設管理費の修繕料として320万円の増、委託料を320万円減としております。

以上で農業集落排水事業の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第99号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第17、議案第100号、平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（中野弘美君） 251ページをお開き願います。議案第100号、平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,515万円を追加し、歳入歳出それぞれ37億8,615万円とするものです。

258ページをお開き願います。歳入でございますが、市場の売買取引に関する事業勘定の1款、事業収入、1項、受託金、1目、受託販売収入に5億円を追加し、補正後の額を35億円とするものです。

業務勘定1款、事業収入、2項、手数料、1目、受託販売手数料の3,500万円の追加については、事業勘定1款、1項、1目、受託販売収入の増額に伴う手数料収入増を見込んだものでございます。

260ページをお開き願います。歳出でございますが、事業勘定1款、受託費、1項、受託費、1目、受託販売代金は、出荷された方に支払う販売代金を5億円追加するものです。

業務勘定1款、市場費、1項、市場管理費、2目、一般管理費、2節、給料の減は、人事異動、人勘による減額によるもので287万7,000円減額するものです。

業務勘定1款、市場費、1項、市場管理費、2目、一般管理費、3節、職員手当等の増は、人事異動、人勘によるもので31万円を増額するものです。

業務勘定1款、市場費、1項、市場管理費、2目、一般管理費、8節、報償費の出荷奨励金及び納期前納付奨励金でございますが、平成28年1月から12月の販売額を基準に交付しておりまして、10月末の集計で、前年よりおよそ1億5,800万円の増となっております、合計で887万円を追加するものです。

25節、積立金では当初予算に2,619万8,000円を追加し、総額を4,709万5,000円とし、今後の販売状況にもよりますが、この範囲内におきまして基金積立をすることとなるものです。

27節、公課費では消費税の確定によりまして、消費税245万4,000円を追加するものです。

以上で市場特別会計の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 売り上げの増に伴う補正、増ということで非常に数字的にはよろしいのですが、私も立場上、市場運営審議会会長を仰せつかっておりますが、各出荷団体の方々から「もっと出したいのですが、箱がない」と。これは3年くらい前から出荷する際の本箱ですね、リンゴを入れる箱、まあ6寸箱、2段、3段ですね。リンゴ箱等もありますが。そのぐらいから「非常に少ないので、段ボールで出荷せざるを得ない」「南部市場がいまいちなんで八戸にもっていつているんだ」という相談を何回か受けたことがあります。

今後の見通しとして、地元、地元というか市場で販売されたリンゴ。今も毎日大型トラック数台来て何千箱というものが北海道、関東近郊に搬出されているわけですが。そのトラックに今度、戻ってくるとき、また、荷物を積みに来るときにその箱をリターンしてくる業者さんもありますが、そういった情報とかがあっていうものは共有できないものでしょうか。

それは仲買人さんの販売先等々の状況にもよりますが、段ボール積みであれば段ボールで出荷できるものは。南部市場っていうのは町営市場ではありません。産地市場。いわゆる「何グラム単位から全て生産物は買い取ってあげますよ」という非常に便利な稀にない、近隣にない市場ですので、非常に助かっているという話もあるがゆえに、段ボール等々、また木箱等々の収集販売についても情報というのは今後、不可欠だと思いますが、どう考えられますか。

○議長（馬場又彦君） 市場長。

○市場長（中野弘美君） 工藤正孝議員にお答え申し上げます。農家の方々からは、市場をご利用していただきまして大変、うれしく思っております。

1日5,000箱ほどの出荷がされているわけですが、正孝議員がおっしゃいましたとおり、市場の方にも「リンゴ箱がどうかならないか」という問い合わせの電話が近年、秋になりま

すと「何とかしてくれと」先ほど言いましたように、「南部市場に出荷したいんだ」と。「何とかしてくれないか」という問い合わせはたくさん、この頃あります。私たちも仲卸業者、買受人業者の方々に、「空き箱リンゴがありましたら情報提供をしていってくれ」というお話はしていましたけれども。「保管場所もあまりない」ということで、「農家の方には協力したいんだけど」というお話しをしてますけども。私たちも情報をいっぱい得て、農家の方に情報を提供していきたいと思っています。

また、昔は帰りで、空き箱を東京に行った転送があったんですけど、このごろ、輸送費が高くて、15万、20万帰りにでもかかるんだと。空箱のリンゴ箱だとその空箱の値段が大変、高くなるんだと。それでも良ければというはなしもあるということも聞いています。

また、製材業者が少なくなって木取りを打ちたいという農家の方もあるみたいですけど、その製材業者も探せない状況ということで、これからあと5年、10年後のリンゴ箱の取扱いについては考えていかなければならなくなってくるのではないかなと思っていますところ。

ちなみに、津軽地区では1箱1,000円超えたというリンゴ箱の値段の話を聞いていまして、そういう値段だと南部のリンゴを500円以下でということで、なんか全て津軽の方に行ってしまうのだらうということも言われていまして、そこら辺がこれからの農家等への情報提供をして、春先から農家の方のどっかに置き場所を見つけて、準備するように情報提供をしていきたいと思っています。頑張っていきたいと思いますので、これからもご指導、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） お気持ちは察するところでございますが、市場長さんいまおっしゃいましたように、新箱、新しい箱は1,000円、私知る限りでは1,500円まで高騰したそうです。

中身がいくらのリンゴが入って、1,500円のを買っているのか。また古い箱でもどんどん使って何十年も経ってくれば黒くだんだんなってくるわけです。黒いのは昔は150円だとかっていうのもありました。それも300円になったそうです。

それで普通の古い箱っていいですかは500円か700円、それでも買って収穫をして、市場に出さなければならないという農家さんの悲鳴というものをやはり、かいくぐってといいますか、考えてあげて、していかなければならないなと思います。

ただ、具体的な方向で取り組んでいかないと、毎年、毎年ないわけですから、需要と供給のバランスがもう崩れております。さっき言ったように、箱を作る製材所も箱なんかは作らなくなっ

てきている。それは安いからなんでしょう。「そこが高ければ作ってあげますよ」という製材所さんも居るかもしれませんし。どうかそういった部分を解決しないと、農協さんあたりでは、弘前わかりますよね。弘果、弘前大手の農協さんでは、コンテナを貸し出すんですね。生産者に。「貸すから出してください」そうすれば農家さんは箱を買う、買わなくてもいいって済むわけです。

農協さんはそれで利益を出して、手数料から、近年では輸出まで至っております。産地市場の弱いところというのは、そういうところかもしれません。この問題は南部町が市場が南部市場が新しい箱を買って、作って、販売するっていう煩わしいと言いますか、そこまでやっていいものかどうかというのは、ここではもちろん答弁、議論できないわけですがけれども。何らかの形をとって施策をしていかなければ、お隣も八戸も色々施策は考えているそうです。

ましては、岩手県北、遠いところで岩手町ですか。軽米町、洋野そういった遠いところからも搬入してくれる方も居ますし、上十三地方、十和田、地元には十和田市場があるのに南部市場まで持ってきてくれる生産者の方々が居るということを考えれば、近日、議論をしていかなければならないかと思います。

この問題を解決していけば、市場長はS級になるかもしれませんし、この取り組み方とすれば町長の深いご理解もなければ事業の発展には繋がっていかない、いけないと思います。町長、何かございましたら、発言してくれればよろしいですし、なければ終わります。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 新箱を含めながら非常に高くなってきているということで、議員おっしゃるように高値のリンゴも今取引されております。高値の取り引きをされても箱が高いと農家の方々も厳しいだろうなと思っておりますので、ここは検討させていただきながら。ただ、我々、他町村でやっている部分、やっていない部分の農業に対する全般的な支援というのは恐らく、他町村よりはさまざまな部分で支援しているつもりでございます。

そういう全体的な部分も考えながら今後、検討させていただきたいなと思います。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑は。工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 2、3日前に市場で行事がありました。一般的にはたくさんのリンゴ、

その他のものが売れて、大変、いいことだったなと物事を前後に考えておりました。

しかし、何時から何時まで、商工会の商店の方々がその場所で行事に参加して一生懸命頑張っておりました。それで、時間も決まっているのでしょうけれども、その時間以前に、市場の人たちが入ってくるので、時間は「早くそこを撤去して収めてください」ということで、せっかく、10団体っていうか、商店の方々がそこで、「商店で売っているよりは、ここで大変にうれるな」ってそんな声をささやきながらその場を去ろうとして一目散にそのものを、荷物を撤去するよにしていました。その姿を私は終始、見させていただいておりました。

まあ、一方的にはそういうことでリングもたくさん売れていいかもしれません。けれども、そうすると商工会の関係もあるでしょうし、お願いして出店してくださいということもあったと思います。でも外でそれを一生懸命、物を売っているお母さんたちもありまして、外では「即撤去してください」とは言いませんでした。けれども中に居る方々が本当に何かを走って買っていかなければならないという、その姿をなんでこういうふうにもこの時間もきちんと設定をして、遺憾のないようにしなければならないのではないかと、非常に私は残念でなりませんでした。今後ともどうぞ、その辺の、大まかなことばかりじゃなくて、人の心もちゃんと観察をすることができるといふ意思表示をしていただきたいとこのように思っています。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君）　続まして日程第18、発議第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案については、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君）　異議なしと認め、直ちに採決することにします。

発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（馬場又彦君）　ご着席願います。

起立多数です。発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君）　日程第19、常任委員会報告を議題といたします。

本件は、お手元に配布してあります報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。

本日、町長から議案第101号、人権擁護委員の候補者の推薦についてが提出されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第101号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後 0 時15分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午後 0 時16分）
.....

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第 1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案 1 件につきましてご説明を申し上げます。

議案第 101 号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の人員を 8 名から 7 名に減員するため、任期が満了する現在の委員 2 名のうち 1 名を再任いたしたく、国へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、住所、南部町大字片岸字片岸・番地・、氏名、滝田康雄氏、昭和 25 年・月・日生まれ。推薦する滝田氏は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認

め推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、委嘱期間につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何卒、慎重審議のうえ、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第 2、議案第101号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。本案については、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第101号を採決します。本案はこれに同意することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第101号は、これに同意することに決定しました。

.....

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第71回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月2日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議いただき、ご議決を賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

審議の中で、議員各位からいただきました、様々なご意見や貴重なご提言につきましては、今後の事業推進に、しっかりと役立てて参りたいと思っております。

さて、内閣府が、11月14日発表した実質GDPは、前期比で年率プラス2.2パーセントと3四半期連続のプラス成長となりましたが、個人消費は依然低迷しており「国内景気が本格的に回復してきた」とまではいえない状況と思われます。

地方や中小企業は、更に厳しいものがあると感じており、多くの自治体では、急速な人口減少と少子高齢化により、社会機能を維持していくことすら懸念しなければならない状況でもあります。

その中であって、当町では、農産物が豊作で、価格も安定し、基幹産業である農業が元気であることが一番でありますし、そのためには行政としましても、生産基盤の強化を支援すると共に、国内外へ南部町の特産品をアピールして、需要の拡大を図っていかねばならないと考えております。

12月に入り、ふるさと納税の新たな取り組みを始めたところ、7日間で700万円を越える寄附が集まり、累計でも1,300万円を超え、急増しております。

ふるさと納税の理念は「ふるさと納税で地方創生」「日本を元気に」ということであります。様々な意見がありますが、やはり、ふるさと納税が増え、返礼品として特産品を贈ることにより、町の特産品や、南部町そのものをアピールする機会が増えることは大きなメリットだと思っております。その特産品が喜ばれることで、生産者のやりがいや所得向上にも繋がり、南部町が元気になるように、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

町政をとりまく課題は、複雑かつ多様化し、変化のスピードも非常に速くなっております。それらを、現有戦力で解決していくためには、「ヒト」に「ザイサン」の「ザイ」と書いて「人財」。町の人財を今まで以上に活かしていかなければなりません。

これまでも、たくさんの素晴らしい人財である町民の方々に、あらゆる方面でご活躍いただい

ていることに加えて、やはり町の職員が、今以上に町民にとって「必要な人財」になりたいと思っております。

ふるさと納税のように国の施策は、「地方自らの頑張りを引き出そう」とする方向に、シフトしていると考えられます。動かないこと、変わらないことを「良し」としない方針でありますので、職員自身も、変わろうとする意識と実践が必要であり、自らの足で歩き、目を見て、町民の声に耳を傾け、会話し、そして何よりも町民の気持ちになりきる心で、施策を立案・実行することが大切であると考えております。

高い政策形成力を発揮できる人財育成に力を入れ、アイデアを出していく機運を醸成し、職員の能力を活かすことで、ますます元気な南部町にして参りたいと考えております。

結びになりますが、日に日に寒さも厳しさを増し、本格的な冬の到来となって参りますので、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げ、また、来る平成29年が、南部町と南部町民にとって、より良き年となりますようご祈念いたしまして、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には去る2日から本日までの6日間にわたる今期定例会でありましたが、終始ご熱心にご審議を賜り、円滑な運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ理事者の皆様には、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただきまして、本日、ここに閉会の運びとなりましたことを議長として、心から厚くお礼申し上げる次第でございます。

今年も残すところわずかとなりましたが、皆さまにおかれましては健康に十分留意され、ご家族そろってよい年をお迎えいただきますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。あいがとうございました。

これをもちまして、第71回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後0時25分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 工 藤 幸 子

署 名 議 員 川守田 稔